

文化市民

1	区	政	101
2	社会保障・税番号 制度推進		118
3	市民協働		120
4	地域コミュニティ づくり支援		121
5	安全安心まちづくり・ 交通安全対策		123
6	消費者行政		126
7	男女共同参画		127
8	人権推進		128
9	生涯学習		130
10	熊本市オンブズマン制度		133
11	文化振興		135
12	市民会館・ 健軍文化ホール		137
13	文化財		138
14	熊本城		144

1 区 政

(1) 経緯

平成20年10月6日に富合町と、平成22年3月23日に城南町、植木町と合併し、人口約72万8千人の都市となり、平成24年4月1日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一体となったまちづくりを推進する。

(2) 区役所・まちづくりセンター・総合出張所の機能

ア 区役所の機能

平成24年4月1日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の5つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

課(室)	主な取扱業務
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、個人番号カード、公的個人認証サービス(電子証明書の発行)など
税務室※1	市民税申告、軽自動車税の申告及び課税標識の交付、市税の相談、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談、被災者くらし再建支援など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理、地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
選挙管理委員会事務局※2	選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど

※1 中央区役所には設置なし。

※2 当該業務は総務企画課で行う。

イ まちづくりセンターの機能

平成29年4月、地域支援の拠点として、出張所等を再編してまちづくりセンターを設置し、49名の地域担当職員を配置した。また、令和元年（2019年）4月に6名を増員し、55名となった。地域担当職員は、地域のさまざまな要望・相談の窓口、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割を担い、地域のさまざまな課題解決へ向けた取り組みを支援する。

地域担当職員配置状況及び主な取扱業務

区	中央区	東区			西区			南区					北区			計		
	中央	託麻	秋津	東部	西部	河内	花園	富合	鮑田	天明	幸田	城南	南部	植木	北部		清水	龍田
まちづくりセンター	中央	託麻	秋津	東部	西部	河内	花園	富合	鮑田	天明	幸田	城南	南部	植木	北部	清水	龍田	
配置状況(人)	10	3	2	4	6	2	2	2	2	2	2	2	3	5	3	2	3	55
主な取扱業務	地域コミュニティ活動支援及び推進、町内自治会及び校区自治協議会等の相談及び支援、地域の相談、要望、陳情等に関する事、地域情報の収集、行政情報の提供、市民公益活動の相談及び支援 等																	

ウ 総合出張所の機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民基本台帳業務や福祉関係の業務を行うため、託麻、河内、天明、幸田、城南、清水、龍田の7ヶ所のまちづくりセンターに、総合出張所を設置している。

総合出張所	主な取扱業務
総合出張所 (託麻・河内・芳野分室・天明・幸田・城南・清水・龍田)	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務

エ 建物概要

(令和2年(2020年)4月1日現在)

区	所属	所在地
中央区	中央区役所 中央区まちづくりセンター	手取本町1番1号(市庁舎地下1～3階の一部)
	五福交流室	細工町2丁目25番地
	大江交流室	大江6丁目1番85号
東区	東区役所	東本町16番30号
	託麻まちづくりセンター(託麻総合出張所)	長嶺東7丁目11番15号
	秋津まちづくりセンター	秋津3丁目15番1号
	東部まちづくりセンター	錦ヶ丘1番1号

西区	西区役所 西部まちづくりセンター	小島2丁目7番1号
	河内まちづくりセンター（河内総合出張所）	河内町船津2069番地5
	河内まちづくりセンター 芳野分室	河内町野出1410番地
	河内まちづくりセンター 河内交流室	西区河内町船津791番地
	花園まちづくりセンター	花園5丁目8番3号
南区	南区役所	富合町清藤405番地3
	富合まちづくりセンター	富合町清藤400番地
	飽田まちづくりセンター	会富町1333番地1
	天明まちづくりセンター（天明総合出張所）	奥古閑町2035番地
	幸田まちづくりセンター（幸田総合出張所）	幸田2丁目4番1号
	城南まちづくりセンター（城南総合出張所）	城南町宮地1050番地
	城南まちづくりセンター 城南交流室	城南町舞原394番地1
	南部まちづくりセンター	南高江6丁目7番35号
北区	北区役所	植木町岩野238番地1
	植木まちづくりセンター	植木町岩野238番地1
	北部まちづくりセンター	鹿子木町66番地
	清水まちづくりセンター（清水総合出張所）	清水亀井町14番7号
	龍田まちづくりセンター（龍田総合出張所）	龍田弓削1丁目1番10号

(3) 区のみちづくり

中央区役所

【シンボルマーク】



熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

ア 概要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、区の中央には県内一の中心商店街が広がる一方、周辺地域には城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として熊本桜町バスターミナルからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造の都会 ^{まち} ~つながる、中央区。~ ”とし、その実現のために以下の4つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

- 方向性1 “きらり”とひかる品格ただよまちをつくる
- 方向性2 “わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
- 方向性3 “ほっと”できる安全で安心なまちをつくる
- 方向性4 “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

ウ まちづくり事業

令和2年（2020年）度の中央区まちづくり推進事業

【地域活動の負担軽減】

- ①「地域リーダー応援事業」 地域団体の負担軽減を目的に、パソコンのスキルアップやLINEの使い方など、ICT活用講座を開催する。

【生きがいとしての地域活動】

- ②「校区の魅力発見発信事業」 子どもたちが地域を取材・情報発信し、地域に対する理解や関心を高める。
- ③「地域デビュー応援事業」 定年退職後の男性を対象に地域活動のきっかけづくりとなる講座を開催する。

【おたがいさまでささえあう地域づくり】

- ④「被災者健康・介護相談事業」 被災された方を中心に、健康チェックや介護予防等に関する相談会を開催する。
- ⑤「地域防災力強化事業」 防災意識の啓発や、地域防災に必要な知識を学ぶ講座などを開催する。
- ⑥「災害公営住宅入居者交流支援事業」 災害公営住宅の入居者と地域住民の交流会を実施し、入居者の孤立を防ぎ、互いにささえあう地域コミュニティの形成を図る。
- ⑦「地域コミュニティセンター災害対応機能強化経費」 コミセンにWi-Fi環境を整備し、災害緊急時の情報収集・発信機能の強化を図る。

【持続可能な地域となるために】

- ⑧「運動でつながる中央区事業」 食事指導や効果的な運動を通して健康づくりの意識向上を促す。
- ⑨「中学生と乳幼児の交流事業」 中学生と乳幼児をもつ保護者との交流を通じ、命の大切さや妊娠・出産について考える機会とするため交流会を開催する。
- ⑩「中央区まちづくりスクール事業」 若年層を対象に地域課題をテーマとした講座を開催し、当事者意識の醸成を図る。

新たな出会いと未来創造の^{まち}都会 ～つながる、中央区。～

“きらり” とひかる品格ただよまちをつくる “ほっと” できる安全で安心なまちをつくる
“わくわく” があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる “いきいき” と暮らせる健やかなまちをつくる

中央区のまちづくりの基本理念

住民が、ゆるやかにつながりあい、楽しみながら、生きがいを持って、めざすくらしのあり方をみずから考え、そのために、なにが必要か、なにをするべきか、検討し、選択し、行動できる「**自主自立のまち**」を目指します。

令和元年度（2019年度）中央区まちづくり推進事業の主な実績

① 地域活動の負担軽減

●地域リーダー応援事業

地域活動の負担軽減を図るとともに、地域の ICT 活用を進めるため、地域情報の発信や緊急時の災害情報収集、連絡ツールとして役立つ「LINE」の使い方講座を開催した。



② 生きがいとしての地域活動

●校区の魅力発見発信事業

子どもたちが地域の人やお店、自治会等取材し情報発信を行った。ホームページ等のデジタル素材を活用することにより自治会活動の情報発信ツールの形成とともに幅広い世代に地域への理解や関心を高めることができた。



③ おたがいさまでささえあう地域づくり

●地域防災力強化事業

防災意識の啓発や地域防災に必要な知識を学ぶ「そなえる防災講座」を開催した。また、地域における防災訓練やハザードマップづくりを協働で実施し、防災力向上を図った。



●災害公営住宅入居者交流支援事業

災害公営住宅入居者の孤立を防ぎ、互いにささえあう地域コミュニティの形成を図るため、地域住民と顔の見える関係を築くきっかけづくりとしての交流会を開催した。



●地域コミュニティセンター災害対応機能強化経費

災害緊急時の情報収集・発信機能の強化を図ることを目的に、コミセンにWi-Fi環境を整備するとともに、活用方法などを伝えるためWi-Fiの使い方講座を開催した。



④ 持続可能な地域となるために

●中央区まちづくりスクール事業

将来のまちづくりの担い手（人材）育成を目的とし、地域や自治会との関係性が希薄になりがちな中学生を対象に、ワークショップを開催した。地域にあるリソースを活用した企画をチームで考え、プレゼンテーションを実施。どのようにして企画を伝え、社会や地域を変えていくかを体験する機会となった。



東区役所

【シンボルマーク】



東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴい

ア 概要

熊本市の東部に位置し、5つの区の中では最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に延びており、国道57号（通称東バイパス）や一般県道熊本空港線（通称国体道路）、主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）、主要地方道熊本高森線（通称電車通り）等の主要幹線が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山や運動公園、南には江津湖の自然が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針1【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

基本方針2【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

基本方針3【誰もがいきいきと暮らせるまち】

基本方針4【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

基本方針5【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ まちづくり事業

令和2年度（2020年度）の東区まちづくり推進事業

【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

- ・地域コミュニティづくり支援補助金 町内自治会等の課題解決や地域コミュニティの活性化を財政的に支援する。
- ・（仮称）東区民まつり開催経費 区民相互の交流と親睦を深め、区の一体感の醸成を図る。など

【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

- ・地域防災合同訓練事業 地域防災意識の向上や地域防災力の強化を図る。
- ・ちょこっとパトロール ウォーキングなどをしながら気軽に挨拶パトロールを行ってもらい、地域活動への参加促進と地域防犯力の向上を図る。など

【誰もがいきいきと暮らせるまち】

- ・地域ささえあい推進事業 認知症啓発のための研修会や声掛け訓練、サポートリーダーの養成などを行う。
- ・子育て支援ネットワーク活性化事業 校区子育てマップの作成や研修会の開催などにより、ネットワーク活動の活性化と子育て支援の充実に繋げる。
- ・東区健康まちづくり推進員支援事業 健康まちづくりを推進する人材の育成やボランティア活動の支援を行う。
- ・食でつながる地域の環事業 地域で活動する支援者向けの研修等を行い、食育の啓発・推進を図る。など

【まちづくりビジョンの推進体制】

- ・まちづくり懇話会開催経費 まちづくりに関する事項について協議や意見交換を行う。
- ・東区地域活性化支援事業 地域課題の解決や地域ニーズに対応するために各種支援を行う。など

めざす区の姿

自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区

市民協働で豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあいみんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざします。



● 令和元年度(2019年度) まちづくり推進事業実績

基本方針:1

人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち

● 東区民まつり

地域の交流と親睦を深めるために、地元の方々や学校等に参加していただきました。これからも地域の方々からいただいたご意見やアイデアを参考にしながらお祭りの催しを工夫していきます。



基本方針:2

誰もが安全で安心して過ごせるまち

● 地域防災合同訓練事業

熊本地震のような大規模災害にも対応できるよう、地域の方々と協力しながらより実践的な訓練の実施や校区防災連絡会の立ち上げ支援を行いました。



訓練の様子

立ち上げの様子

基本方針:3

誰もがいきいきと暮らせるまち

● 認知症声かけ訓練

認知症の方の気持ちに配慮した声かけや見守りの訓練を行いました。これからも、徘徊者をできるだけ早く発見し、無事に保護することができる仕組みを地域の方々と一緒に作っていきます。



基本方針:4

美しい自然を守り育てふれあえるまち

● 託麻三山散策ウォーキング

託麻三山などの環境資源をPRするとともに、自然環境を守り育てる活動を支援しました。



基本方針:5

暮らしやすく活気あふれるまち

● 地域行事等への振興支援

地域の振興を図るために「健軍自衛隊通りさくら祭り」など地元が主催している地域のお祭りの準備を地域協働で行いました。



健軍自衛隊通りさくらまつり
※写真は平成30年度の様子

西区役所

【シンボルマーク】



西区のイニシャル「N」をモチーフにし、
燦々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、
有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、
豊かな自然環境を表している。

ア 概要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。

また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した霊巖洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

イ まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む 華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」の4項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

ウ まちづくり事業

令和2年度（2020年度）の西区まちづくり推進事業

西区においては、地域ニーズに柔軟に対応するとともに、地域の皆さんと連携して自主自立のまちづくりを支援する。また、西区の「地域の宝」にスポットをあて、西区の魅力を広くPRするとともに、被災者に対する生活支援や地域の災害対応力強化に取り組むところであり、令和2年度（2020年度）まちづくり予算は、令和元年度（2019年度）に引き続き、以下の4つの方針を定めて取り組むこととしている。

（1）地域ニーズに柔軟に対応し自主自立のまちづくりに取り組む

まちづくりセンターを中心に、各地域の課題やニーズにスピード感をもって対応するとともに、地域の特性を生かした自主自立のまちづくりに取り組む。（地域ニーズ対応経費、地域コミュニティづくり支援事業）

（2）産学官民が相互に連携し協働したまちづくりに取り組む

民間企業・大学や高校・西区・地域住民が相互に連携し、協働による新たな魅力発信や地域課題の解決に取り組む。（西区魅力アップチャレンジプログラム事業、大学連携まちづくり推進経費、地域コミュニティづくり支援補助）

（3）西区の豊富な地域の宝にスポットをあてて取り組む

西区の豊かな自然環境や史跡、豊富な農水産物である『地域の宝』にスポットをあて、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランドを磨く。（西区農水産業チャレンジプログラム、西区にぎわいづくり推進経費、西区フィールド活用推進経費）

（4）被災者に対する生活支援や地域の災害対応力強化に取り組む

被災者の新たな地域コミュニティ形成支援や地域の防災力の向上・強化に取り組むとともに、被災後の対応力を高める。（西区復興支援自治推進経費）



金峰望む 華のあるまち西区

まちづくりビジョンの重点的取り組み

- I. 安全安心のまちづくり ～災害に強く、誰もがいつまでも健康に～
- II. 子育てしやすいまちづくり ～良好な環境を子どもたちのために～
- III. 楽しさあふれるまちづくり ～豊かな自然や伝統・文化を活かし賑わい創出～
- IV. 農水産業を生かしたまちづくり ～魅力ある熊本ブランドの育成と発信～

地域ニーズに柔軟に対応し自主自立のまちづくりに取り組みました

各地域の課題やニーズに対応するとともに、地域の自主自立のまちづくりを幅広く支援するための取り組みを行いました



○L o v i e w活会いゆめカフェ
農漁村部の課題である、少子高齢化、人口減少社会への対応のため、河内地域在住を中心とした男性と地域外の女性との出会いの場を提供する婚活事業を行いました。
(河内まちづくりセンター)



○西区まちづくり講演会
各種地域団体の長を対象に、西区以外の団体の活動の事例発表及びパネルディスカッションを実施。若い世代の担い手育成や財源の確保等、自主自立のまちづくりのヒントを参加者に提供しました。

文市

産学官民が相互に連携し協働したまちづくりに取り組みました

民間企業・大学や高校・西区・地域住民が相互に連携し、協働による新たな魅力発信や地域課題の解決に取り組みました



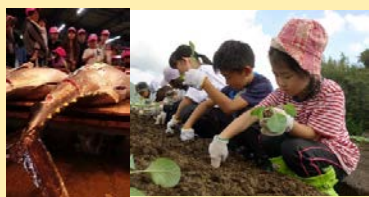
○西区魅力アップチャレンジ
プログラム(手ぶら de キャンプ)
アウトドア・登山専門店の(株)シェルバが提案した事業として、キャンプ初心者の家族連れ等が西区の魅力の一つである金峰山で、テント設営、火おこし等を体験しました。



○大学連携推進経費
3つの大学と連携し、害獣問題等の地域課題対応や地域の魅力発信として、池上校区産のネーブルを使った焼肉のたれの商品開発(西部まちづくりセンター)や5回目となるオレンジカクテルナイト in 芳野の開催を行いました。

西区の豊富な地域の宝にスポットをあてて取り組みました

西区の「地域の宝」にスポットを当てた事業に取り組み、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランドを磨きました



○西区農水産業チャレンジ
プログラム
西区の豊富な農水産物や熊本市の食の台所である田崎市場等の地域資源を活用し、子どもたちに農業やセリ市を体験してもらう「西区アグリ魚魚(ギョギョ)キッズ」を開催しました。



○西区(サイク)リングマップ
再開発が進む熊本駅等都会的な一面もある一方、自然豊かな西区の絶景ポイントや史跡を自転車で周遊していただくために、西区(サイク)リングマップを初めて作製しました。

被災者に対する生活支援や地域の災害対応力強化に取り組みました

被災者の新たな地域コミュニティ形成支援や地域の防災力の向上・強化に取り組むとともに、被災後の対応力を高めるための防災講座等を開催しました



○小学生を対象とした体験型防災教育
6つの小学校の児童を対象に、防災士によるゲームやワークショップを行い、子どもたちが自ら防災について考え、普段から備えることの大切さを学びました



○地域コミュニティ形成・強化支援経費(花いっぱい事業)
被災者のコミュニティづくりのスタートアップ支援として公民館を花栽培の拠点として整備した後、地域からの支援を得て、花栽培等を通じたコミュニティの活性化を行いました(花園まちづくりセンター)

南区役所

【シンボルマーク】



「minami」という文字と山や川、有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア 概要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、J R熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中核を支える地域でもある。

また、熊本藩川尻米蔵跡や六殿神社楼門などの歴史的資源も多く、それらを活かしたまちづくりが活発に行われている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～“いきいき暮らしのまち 南区”」とし、その実現のために以下の重点目標と6つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

重点目標 復興するまち

基本目標1 農と漁業を誇れるまち

基本目標2 歴史・文化を育むまち

基本目標3 自然と共生した住みやすいまち

基本目標4 みんなが健康で元気なまち

基本目標5 地域ぐるみで子どもを育てるまち

基本目標6 安全・安心なまち

また、自助、共助、公助の役割のもと、区民、地域団体等と行政が連携して、協働のまちづくりに取り組んでいくため、「知る」「集まる」「始める」「伝える」の4つの段階で行動に移す指針を設定している。

ウ まちづくり事業

令和2年度の南区まちづくり推進事業は、「南区まちづくり懇話会」をはじめとする様々な機会を捉え区民意見の集約を図り、各事業の評価検証を行いながら、まちづくりビジョンに掲げる“めざす区の姿”と重点目標・基本目標達成のための取り組みを区民参画と協働のもと推進していく。

① 南区復興支援

災害公営住宅交流支援、コミュニティ形成支援 など

② 「南区を知ろう」情報共有・発信事業の充実

PRグッズの作成、南区の魅力発信バスツアー開催経費 など

③ まちづくりを担う人材育成の充実

防災まちづくりリーダー育成研修会の開催、地域ICT利活用促進事業 など

④ テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

家庭訪問型子育て支援事業、南区ウォーキングキャンペーンの開催 など

⑤ 地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域コミュニティづくり支援補助金の交付、地域力活性化・強化支援事業 など

⑥ 区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくり懇話会の実施 など

めざす区の姿

～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～
いきいき暮らしのまち 南区

市民協働

重点目標

復興するまち

基本目標1	農と漁業を誇れるまち	基本目標4	みんなが健康で元気なまち
基本目標2	歴史・文化を育むまち	基本目標5	地域ぐるみで子供を育てるまち
基本目標3	自然と共生した住すみやすいまち	基本目標6	安全・安心なまち

南区復興支援事業の推進

災害公営住宅交流支援

災害公営住宅入居者の孤立を防ぎ、入居者同士や地域と互いに支え合える関係性を築くため、南区内の5つの災害公営住宅で交流会を開催しました。



「南区を知ろう」事業の充実

南区の魅力発見バスツアー

南区の一体感の醸成や、南区の魅力発見によるまちづくりへの関心度向上を目的として、南区の文化財や自然を巡るバスツアーを開催しました。



まちづくりを担う人材育成の充実

防災のまちづくりリーダー育成事業

地域における防災リーダーの育成と地域防災力の向上を目的として、地域版ハザードマップ等に関する講座を「初級編」「上級編」としてそれぞれ開催しました。



テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

南区ウォーキングキャンペーン

区民1人1人の健康意識の向上を目的として、南区管内の全校区を対象に1チーム10人の参加者を募り、期間内に歩いた歩数を競い合うチーム対抗戦と個人戦を実施しました。



地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域交流事業支援

南区全域の地域間交流事業の促進、公益的なイベントの活性化、南区の一体感の醸成を目的に、南区内で開催される地域間交流事業に対して、「南区長賞」を提供しました。



区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくり懇話会

南区まちづくりビジョンを実現するために区民意見を聴取する場として、16名の委員（地域代表6人、テーマ代表8人、公募委員2人）で組織された南区まちづくり懇話会を4回（5回目はコロナウィルス感染拡大のため中止）開催しました。



北区役所

【シンボルマーク】



「北」の文字をデザイン的にし、下には笑顔を入れ、
楽しいまち北区をイメージし、ず〜っと住みたいまち北区を表現しています。

ア 概要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武蔵塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジ・北熊本スマートインターチェンジを有し、国道3号熊本北バイパスや国道3号植木バイパス、熊本西環状道路など幹線道路の改良・整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、めざす区の姿を「ず〜っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として1.健康と暮らしの安全・安心の向上、2.住みやすい住環境の整備、3.まちの賑わいと産業の振興、4.地域資源の継承と活用、5.住民自治と協働の推進の5つを掲げた。

今後はこれら、まちづくりビジョンに掲げる5つのまちづくり基本方針のもと、各まちづくりセンターを地域コミュニティ活動の拠点とし、地域担当職員が地域ニーズを把握しながら、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ まちづくり事業

北区まちづくりビジョンに基づくめざす区の姿の実現及び区における自主自立のまちづくりに向け、地域コミュニティを支援し地域力向上を図るために、令和2年度（2020年度）北区まちづくり推進経費では以下の事業に取り組む。

◆誰もが楽しく集い、「笑顔」が広がる「場」の創出

様々な取り組みを通して繋がりや輪を広げ、若い世代も取り込んだ、多世代・地域間の交流を行う機会を作ります。
(北区笑顔交流プロジェクト、北区居場所づくりプロジェクト)

◆健康の大切さを知り、お互いを思いやり支え合う気持ちの醸成

健康まちづくりの推進に取り組むとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせる「まち」を目指します。
(北区健康・支え合いプロジェクト、北区安全・安心プロジェクト)

◆地域での活動を支援

自主自立のまちづくりを推進するために、各種団体が主体的かつ継続的に行う取組を支援するとともに、地域づくりの担い手育成・担い手の負担軽減の支援をします。(自主自立のまちづくり推進プロジェクト)

◆地域を支える土台づくり

区の資源や魅力を磨き広く情報を発信するとともに、区の特性を生かしたまちづくりについて多様な意見を聴取し施策に反映させていきます。「北区の魅力」発信事業！・北区まちづくり懇話会)

令和元年度（2019年度）北区まちづくり推進事業の主な実績



めざす
区の姿

ず〜っと住みたい“わがまち北区”

歴史・自然・文化・人がつながり
個性輝くまちをめざします



基本方針1【健康と暮らしの安全・安心の向上】

基本方針4【地域資源の継承と活用】

基本方針2【住みやすい住環境の整備】

基本方針5【住民自治と協働の推進】

基本方針3【まちの賑わいと産業の振興】

まちづくりビジョンの推進体制

■ 誰もが楽しく集い、笑顔が広がる「場」の創出

北区子どもまつり2019

天候に恵まれ、親子で楽しめるステージイベントや2019女子ハンドボール世界選手権大会PRそれと防災フェスタへの多くの来場者で賑わいました。



熊本市北区SDGsフェスティバル

市民や職員にSDGsの内容を見て・聞いて・体験できるSDGs講演会、震災復興コンサート、認知症VR体験等により学びを深めていただきました。



■ 健康の大切さを知り、お互いを思いやり支え合う気持ちの醸成

健康まちづくり報告会

校区の健康まちづくり活動発表・ワークショップを実施したことで、新たな健康づくりの取組を検討しはじめた校区も出てきました。



校区防災訓練等支援事業

地域の実情にあった訓練等を実施したことで、地域住民同士の繋がりや行政との連携がより一層増し、地域防災力の強化と防災意識の向上を図ることができました。



■ 地域での活動を支援

北区地域コミュニティ づくり支援補助金

地域の活性化を図るため、地域課題対象事業10団体・地域コミュニティモデル事業9団体に対し、補助金を交付し支援しました。



■ 地域を支える土台づくり

北区まちづくり懇話会

区民の意見をお聴きする場として懇話会を設置しています。区民の代表として11名の委員の皆様から北区のまちづくりに関して意見等をいただきました。



文市

(4) 区役所（総合出張所等）所管ホール等

区	所属	所在地
中央区	五福まちづくり交流センター	細工町2丁目25番地
西区	芳野コミュニティセンター	河内町野出1410番地
南区	天明ホール	奥古閑町2035番地
	アスパル富合（富合ホール）	富合町清藤400番地
	火の君文化センター（火の君文化ホール）	城南町舞原394番地1
北区	植木文化センター（植木文化ホール）	植木町岩野238番地1

(5) 戸籍・住民（各区民課、各総合出張所、分室）

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

ア 各種人口登録表

区分			年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R1 年度	
住 民 登 録	日 本 人	中央区	人口	男	79,986	80,480	80,987	80,814	80,613
				女	93,878	93,671	93,992	93,896	93,512
				合計	173,864	174,151	174,979	174,710	174,125
			世帯数	90,062	90,613	91,821	92,344	92,694	
		東区	人口	男	90,441	89,469	89,507	89,815	89,900
				女	99,846	98,422	98,422	98,823	98,882
				合計	190,287	187,891	187,929	188,638	188,782
			世帯数	83,850	83,221	84,011	85,116	86,129	
		西区	人口	男	43,010	42,873	42,444	42,144	42,061
				女	49,046	48,684	48,205	47,849	47,612
				合計	92,056	91,557	90,649	89,993	89,673
			世帯数	41,879	41,890	41,831	42,010	42,335	
		南区	人口	男	60,985	61,200	61,658	61,870	62,233
				女	67,801	67,969	68,215	68,358	68,716
				合計	128,786	129,169	129,873	130,228	130,949
			世帯数	52,512	52,941	53,612	54,362	55,257	
		北区	人口	男	68,655	68,737	68,490	67,942	67,454
				女	75,482	75,557	75,033	74,574	73,959
				合計	144,137	144,294	143,523	142,516	141,413
			世帯数	61,798	62,501	62,979	63,181	63,436	
		合計	人口	男	343,077	342,759	343,086	342,585	342,261
				女	386,053	384,303	383,867	383,500	382,681
				合計	729,130	727,062	726,953	726,085	724,942
			世帯数	330,101	331,166	334,254	337,013	339,851	
外 国 人	中央区	人口	男	980	1,020	1,124	1,198	1,278	
			女	1,244	1,262	1,325	1,359	1,432	
			合計	2,224	2,282	2,449	2,557	2,710	
		世帯数	1,271	1,335	1,507	1,618	1,803		
	東区	人口	男	371	395	451	569	713	
			女	429	429	448	478	526	
			合計	800	824	899	1,047	1,239	
		世帯数	330	379	455	587	746		
	西区	人口	男	273	274	297	317	350	
			女	278	277	297	351	411	
			合計	551	551	594	668	761	
		世帯数	283	277	329	388	481		

区分			年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R1 年度	
住民登録	外国人	南区	人口	男	140	180	256	353	410
				女	227	260	306	355	419
				合計	367	440	562	708	829
			世帯数	180	232	341	480	618	
		北区	人口	男	234	259	329	391	490
				女	332	336	431	477	601
				合計	566	595	760	868	1,091
			世帯数	271	302	437	531	732	
		合計	人口	男	1,998	2,128	2,457	2,828	3,241
				女	2,510	2,564	2,807	3,020	3,389
				合計	4,508	4,692	5,264	5,848	6,630
			世帯数	2,335	2,525	3,069	3,604	4,380	
戸籍	中央区	本籍数	82,328	82,244	82,203	82,232	82,316		
		本籍人口数	190,633	190,158	189,853	189,457	188,816		
	東区	本籍数	54,519	55,128	55,780	56,420	57,101		
		本籍人口数	140,112	141,241	142,660	143,884	145,154		
	西区	本籍数	45,486	45,348	45,231	45,009	44,911		
		本籍人口数	108,420	107,688	107,183	106,472	105,751		
	南区	本籍数	50,146	50,174	50,195	50,300	50,462		
		本籍人口数	123,478	123,269	123,537	123,810	123,909		
	北区	本籍数	52,031	52,318	52,636	52,892	53,163		
		本籍人口数	131,625	131,872	132,053	132,222	132,339		
	合計	本籍数	284,510	285,212	286,045	286,853	287,953		
		本籍人口数	694,268	694,228	695,286	695,845	695,969		

イ 各種証明取扱件数

区分		年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R1 年度
戸籍関係	中央区		142,335	145,257	137,249	140,368	140,882
	東区		38,498	37,816	40,791	40,448	40,342
	西区		23,103	22,494	21,551	19,893	19,280
	南区		28,592	22,494	33,419	31,893	32,088
	北区		32,490	32,145	35,871	37,403	37,163
	合計		265,018	271,115	268,881	270,005	269,755
住民票関係	中央区		153,376	177,507	154,193	152,741	145,678
	東区		96,376	138,141	105,715	102,945	97,138
	西区		48,414	63,429	50,701	38,828	36,255
	南区		56,227	78,774	64,982	61,974	58,176
	北区		57,268	72,219	64,495	62,892	60,682
	合計		411,661	530,070	440,086	419,380	397,929
印鑑証明	中央区		56,099	66,462	53,993	56,194	46,506
	東区		70,752	83,805	72,490	69,792	66,338
	西区		35,714	40,832	36,284	29,103	27,075
	南区		47,500	56,971	48,784	46,574	42,202
	北区		46,277	50,523	45,649	45,050	43,819
	合計		256,342	298,593	257,200	246,713	225,940
合計	中央区		351,810	389,226	345,435	349,303	333,066
	東区		205,626	259,762	218,996	213,185	203,818
	西区		107,231	126,755	108,536	87,824	82,610
	南区		132,319	236,983	147,185	140,441	132,466
	北区		136,035	154,887	146,015	145,345	141,664
	合計		933,021	1,099,778	966,167	936,098	893,624

(6) 住居表示（地域政策課）

ア 住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的な方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

種別 区分	整備区域	面積 (Km ²)	対象件数 (件)	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.28	6,600	昭40.4.1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	昭40.11.1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	昭41.7.1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目（追加） 大江本町 岡田町 菅原町 白山一丁目～白山三丁目 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	昭42.7.1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 田崎本町 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目	1.21	6,800	昭43.11.1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目（追加） 内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	昭44.8.1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目（追加） 本荘一丁目	2.53	9,000	昭45.10.1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2.84	10,600	昭47.4.1
9次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2.36	7,700	昭47.12.1
9次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	昭48.8.1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 上熊本三丁目 花園一丁目～花園七丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7.53	14,900	昭49.10.1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3.87	10,700	昭50.10.1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1.21	4,700	昭51.10.1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目（追加）	0.97	4,200	昭52.10.1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目（追加）	1.15	2,900	昭53.10.1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	昭54.10.1
16次	大江二丁目（追加）	0.08	700	昭55.10.1
17次	帯山四丁目（追加） 帯山五丁目（追加）	0.17	700	昭56.10.1
18次	帯山五丁目（追加）	0.07	300	昭57.10.1
19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目（追加） 八景水谷三丁目	0.59	1,500	昭58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	昭59.10.1
21次	出水六丁目 春日四丁目（追加） 春日五丁目（追加） 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	昭62.10.1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	昭63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元.11.27
24次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 出仲間一丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 萩原町	3.66	6,300	平3.2.25

25次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 櫻町 佐土原一丁目 佐土原三丁目	2.60	6,000	平 4. 2.10
	渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	3.06	8,600	平 4. 2.24
26次	楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2.93	10,800	平 5. 2.22
27次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目 (追加) 保田窪三丁目 帯山四丁目 (追加) 帯山五丁目 (追加) 帯山六丁目 帯山七丁目	1.12	2,700	平 6. 2.28
28次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 尾ノ上四丁目 (追加) 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目	4.63	7,800	平 7. 2.27
29次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六 丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4.30	6,800	平 8. 3. 4
30次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帯山八丁目 帯山九丁目	5.40	7,500	平 9. 2.24
31次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4.63	6,300	平 10. 2.23
32次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兔谷一丁目～兔谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6.60	6,700	平 11. 2.22
33次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目 (追加) 坪井六丁目 龍田 一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5.74	8,200	平 12. 2.28
34次	近見一丁目 (追加) 近見二丁目 (追加) 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四 丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鷲町一丁目 鷲町二 丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	平 13. 2.26
35次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目 (追加) 八景水谷三丁目 (追加) 麻生田三丁目～麻生田五丁目 楡木四丁目～楡木六丁目 楠五丁目 (追加) 八王寺町 (追加) 江津一丁目 (追加) 江津二丁目 (追加) 出水七丁目 (追加) 出水八丁目 (追加)	1.80	7,200	平 14. 2.25
36次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	平 15. 2.24
37次	小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	平 16. 2.23
38次	江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	平 17. 2.28
39次	上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	平 18. 2.27
40次	城山下代一丁目～城山下代五丁目 上代十丁目 (追加) 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山大塘一丁目 (追加) 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 島町三丁目 (追加) 清水岩倉一丁目～清水岩倉三丁目 山ノ内一丁目 (追加)	2.44	2,500	平 19. 2.26
41次	小島一丁目～小島九丁目 江津三丁目～江津四丁目 (追加) 下江津一丁目～下江津二丁目 (追加)	2.56	1,350	平 20. 2.18
42次	徳王一丁目～徳王二丁目 池田三丁目 (追加)	0.47	900	平 21. 2.23
43次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目 飛田四丁目 (追加)	0.93	1,600	平 22. 2.22
44次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0.51	675	平 23. 2.28
45-1次	松尾一丁目～松尾二丁目 (町名のみ変更: 中松尾町、上松尾町、西松尾町)	0.42	800	平 26.10.27
45-2次	松尾一丁目 (追加)	0.02	20	平 27. 3.12
46次	弓削一丁目～弓削六丁目	1.26	2,500	平 29.10.30

2 社会保障・税番号制度推進（地域政策課）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意的個人番号を割り当てる制度である。

本市では、国策として導入されるこの制度に対し、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時における要援護者リストの活用、事務・手続の簡素化や負担軽減、医療・介護等のサービスの質の向上等を目指し効果的・効果的な施策を展開する。

(1) 推進体制

ア 熊本市番号制度推進本部

平成 25 年 5 月 24 日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）」の成立を受け、本市においても円滑な制度の導入を推進するため、平成 25 年 7 月 9 日、熊本市番号制度推進本部を設置した。

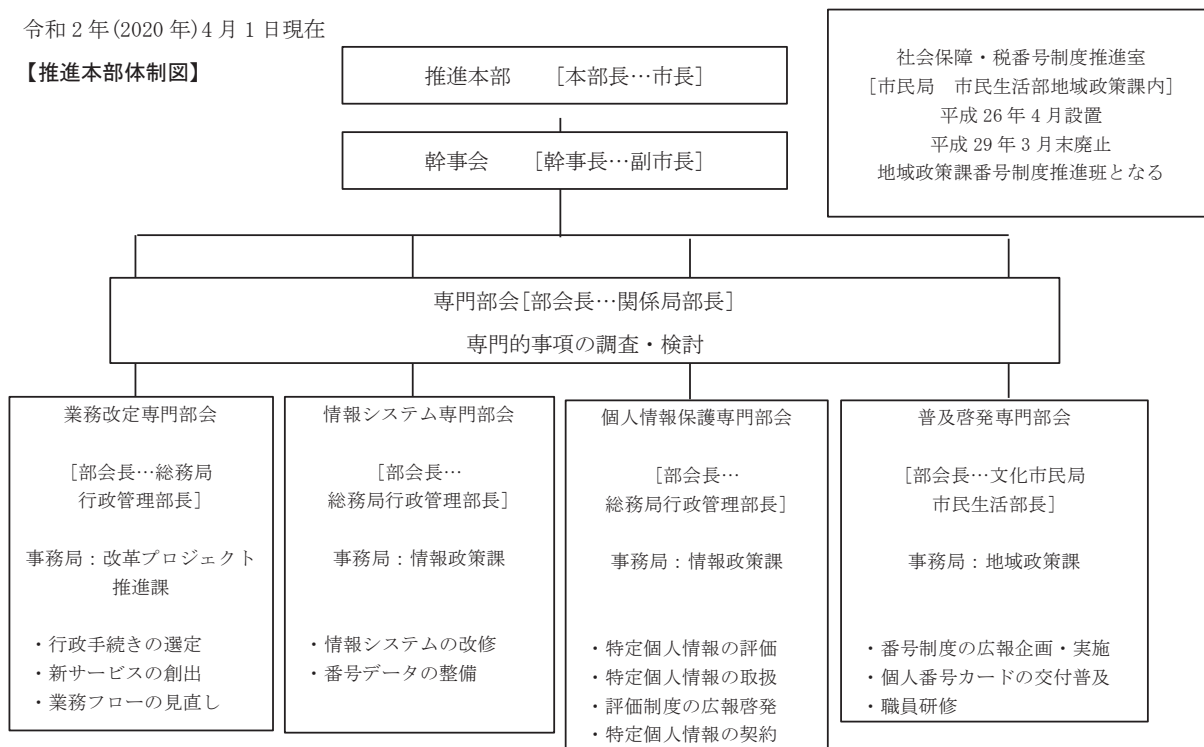
イ 社会保障・税番号制度推進室

熊本市番号制度推進本部及び同幹事会や下部組織である各専門部会を運営するため、業務改定・情報システム・個人情報保護・普及啓発の部門の総合的企画及び調整を行う組織として、平成 26 年 4 月に設置した。

平成 29 年度から、社会保障・税番号制度推進室を廃止し、番号制度推進班として地域政策課内に設置した。

令和 2 年(2020 年)4 月 1 日現在

【推進本部体制図】



(2) 推進へ向けての取組み

ア 番号制度を適用する行政手続きの選定

社会保障・地方税・防災に関する事務であり番号法で定める 40 事務を選定した。

マイナンバー事務	住民基本台帳
社会保障関係事務	国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者保険、児童手当、予防接種、生活保護・その他の福祉関連給付事務
税関係事務	個人住民税、固定資産税、軽自動車税
災害対策事務	被災者台帳

イ 番号制度の導入に係る条例等の整備

本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して条例の整備が必要。

制定内容	番号法第9条第2項及び第19条第9号に規定に基づき、以下の取扱いを規定する。 (1) 本市内部での個人番号の利用範囲（第9条第2項） (2) 本市内部の他機関間の特定個人情報の提供（第19条第9号） (3) その他の手続きについては、各利用事務に関する規則で定める。
施行日	平成28年1月1日

ウ 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、番号法第27条（特定個人情報保護評価）の規定により実施するもので、特定個人情報ファイルを保有しようとする実施機関（※本市においては、市長部局及び教育委員会）が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することやその他特定個人情報を適切に管理するために実施するもの。（略称：PIA：Privacy Impact Assessment）

熊本市特定個人情報保護評価の実施マニュアル	平成27年3月策定
特定個人情報保護評価書の作成	全ての事務で評価書を作成済
評価書の公表（全項目評価書） ※全項目評価は、対象者数300,000人以上の事務	平成27年7月～9月（住民基本台帳事務、個人住民税事務、国民年金事務、介護保険事務）

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

エ マイナンバーセンターの開設

カード交付が市中心部の窓口に集中する傾向がある本市の特徴を鑑み、拠点となる「マイナンバーセンター」を平成28年2月8日に本庁舎（中央区役所）内に設置した。

また、各区役所に令和2年（2020年）3月からマイナンバー特設窓口を設置した。

運用開始時期	平成28年2月8日開設、各区役所：令和2年（2020年）3月開設
センター機能	個人番号カードの交付を行う特設窓口
各区役所	各区役所窓口の明確化を図るため、マイナンバー特設窓口を設置

オ コンビニエンスストアでの証明交付サービス

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの交付サービスを導入し、市民の利便性の向上と窓口業務の負担軽減による事務の効率化を図る。

運用開始時期	平成28年3月1日開始
利用可能時間	毎日 午前6時30分～午後11時00分（年末年始を除く） ※戸籍証明の利用時間は8時30分～20時00分まで
取扱証明書類	住民票の写し（全部・一部）、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、市県民税（所得・課税）証明書

3 市民協働（地域政策課、地域活動推進課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・NPO活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（PI）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取り組みについて検証を行っている。

(1) 熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと1階に設置し、ボランティア・NPO等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPOの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ 活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ 特定非営利活動法人認証等（設立・定款変更認証）や各種届出等に関する受付・相談窓口

オ 熊本市所轄のNPO法人の定款等を閲覧

カ 特定非営利活動法人の設立セミナーなど、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

キ 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請書の作成支援を行っている。また、登録団体に対し、助成事業報告会や交流会などを実施している。

あいぽーと利用人数

年度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 1
件数	61,981	27,827	74,121	89,970	88,723

(2) ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し、活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保険登録団体数

年度	平 27	平 28	平 29	平 30	令 1
件数	2,223	2,143	2,151	2,227	2,169

(3) 特定非営利活動促進法に関すること（認証・認定等）

熊本市内にのみ主たる従たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や特例認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。

(4) 条例個別指定制度に関すること

NPO法人が寄附を集めやすくする環境を整備する一環として、熊本市独自の指定基準を設け、平成 27 年 4 月より施行。熊本市が所轄庁となるNPO法人に対し、制度への理解を深め、その周知を図っていくこととする。

(5) 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、NPO等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成 24 年 4 月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

4 地域コミュニティづくり支援

概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所総務企画課が市内 17 箇所に設置した各まちづくりセンターと連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 町内自治会の結成状況

(令 2 (2020) .4.1 現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	13	21	21	92
町内自治会数	243	137	138	165	232	915

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成
助成内容 補助金額＝均等割額＋世帯割額

種 別		年 額 (円)
均等割額	200 世帯以下	60,000
	201 世帯以上 400 世帯以下	65,000
	401 世帯以上 800 世帯以下	70,000
	801 世帯以上	75,000
世帯割額	1 世帯あたり	600

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成
防犯灯数 26,913 灯 (平 31.4.1 現在)

補助額

年間一灯あたり	10ワットまで	1,200円
	20ワットまで	1,400円
	40ワットまで	1,800円
	40ワットを超える	2,000円

③ LED等防犯灯取替補助金

既設の防犯灯をLED等機器へ取り替える町内自治会に対する熊本市防犯灯取替補助金交付要綱に基づく助成
補助内容・補助額

助成金額：一灯につき 6,000円 (6,000円を下回る場合は、その額)

(2) 校区自治協議会の運営支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 助成制度

名 称	補助金額	対 象 事 業 (活動)
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

イ 校区自治協議会の設立状況

(令和2(2020) .4.1 現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合計
校区数	19	18	13	21	21	92
校区自治協議会数	19	18	16	21	22	96

※校区自治協議会数には、4地区(松尾北地区、松尾西地区、松尾東地区、大和地区)を含む。

(3) 地域コミュニティセンター開設状況(地域活動推進課、各区役所総務企画課)

(開設済数 令和2(2020) .4.1 現在)

開設年度 (平成)	地域コミュニティセンター名					箇所数	
4	楠	城南	春竹	出水		4	75
5	壺川	中島	松尾	白山	慶徳	5	
7	帯山	城山	北部東			3	
8	小島	松尾西	庄口	向山		4	
9	砂取	一新				2	
10	田迎西	清水				2	
11	龍田	日吉				2	
12	黒髪	武蔵				2	
13	西原	託麻北	田迎南	画図	池田	5	
14	弓削	西里	池上	出水南	尾ノ上	5	
15	力合	麻生田	松尾北	東町	帯山西	5	
17	碩台	託麻原	御幸	高平台	桜木	5	
18	若葉	河内	本荘			3	
19	託麻東					1	
20	月出	城西	古町	春日		4	
21	花園					1	
22	川上	飽田				2	
23	白坪	長嶺				2	
24	託麻西					1	
25	菱形					1	
26	豊田	吉松	植木	山東		4	
27	杉上	桜木東	大和	田迎	桜井 田原 田底 山本	8	
28	隈庄	白川				2	
30	楡木					1	
31	富合					1	

(4) 地域公民館(地域活動推進課、各区役所総務企画課)

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、令和2年(2020年)4月1日現在、625館の地域公民館組織が結成されている。

	地区名(館数)
中央区	中央地区(10)、大江地区(21)
東区	東部地区(39)、託麻地区(50)、秋津地区(15)
西区	西部地区(57)、花園地区(22)、河内地区(31)
南区	南部地区(29)、幸田地区(24)、飽田地区(15)、天明地区(31)、富合地区(23)、城南地区(43)
北区	龍田地区(19)、清水地区(21)、北部地区(56)、植木地区(119)

運営費等支援（補助）の内容

補助対象	その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所総務企画課が届出を受理した地域公民館	
補助範囲	公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設・営繕費、運営費、借家料	
補助金額	運営費	校区公民館：均等割・施設割を基礎として算出する。 町内公民館：均等割・施設割・世帯割を基礎として算出する。
	建設費	補助率2分の1、上限額750万円
	営繕費	補助率2分の1、上限額60万円
	借家料	補助率3分の1、上限額年間15万円

5 安全安心まちづくり・交通安全対策（生活安全課）

概要

交通事故や街頭犯罪などの未然防止を図るため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、市民の防犯意識の向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

(1) 安全安心まちづくり対策

ア 防犯パトロール

青色回転灯を装着した公用車7台（うち区役所5台）で防犯パトロールを行うなど、安全安心まちづくりの意識啓発と犯罪抑止活動に取り組んでいる。

イ 繁華街等安全安心パトロール

本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的として、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」及び「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」に基づき、繁華街アーケードを中心にパトロールを実施。

① 「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」・「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

- (ア) 路上喫煙の制限
- (イ) ポイ捨ての禁止
- (ウ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止
- (エ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止
- (オ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000円

② 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域（路上禁煙区域・美化重点区域）である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収
会計年度任用職員3人（熊本県警察OB）

③ 事業費

令和2年度（2020年度）予算 8,744千円

ウ 客引き行為等対策

公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することを目的として、「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、客引き行為等禁止地区である中心商店街のパトロールを行い、条例に定める指導等を実施している。

① 「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」の主な内容

- (ア) 公共の場所における客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止するため特に必要があると認める地区を、禁止地区として指定
- (イ) 客引き行為等禁止地区における客引き行為等の禁止
- (ウ) 客引き行為等を用いた営業の禁止
- (エ) 違反行為を行った者に対して、指導、警告、命令を順番に行い、命令に違反した場合、氏名等の公表と5万円以下の過料

② 客引き行為等対策巡回指導員

熊本市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則に基づき、指導、警告、命令、過料その他の客引き行為等の禁止に関する事務の実施

会計年度任用職員6人（熊本県警察OB）

③ 事業費

令和2年度予算 21,200千円

(2) 交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進（交通ルール・マナーアップ促進事業）

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、交通安全教育専門員2人を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学校入学時の児童に対し、登下校時における交通ルールの習得のため、模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小・中・高校生を対象とした自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオや交通シミュレータ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している

イ 交通安全活動の推進

① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止運動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、市ホームページ、SNS、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全県民大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動などを展開している。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道德の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年10月1日に発足した。現在任用しているのは約400人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（各月1・10・20日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成14年7月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

(3) 交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通事故相談

昭和47年4月交通事故相談所（現 交通事故相談室）を開設し、交通事故相談員が毎週火・木曜日に相談を受け対応している。

交通事故相談件数

令和2年4月1日現在

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
被害者	282	285	45	167	96
加害者	81	63	156	17	20
合計	363	348	201	184	116

イ 交通遺児への援助

昭和48年3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年1回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移

(令和2年4月1日現在 単位 円)

項目 \ 年度		H27	H28	H29	H30	R1
収 支	寄付金	716,556	390,933	369,224	408,848	482,225
	運用利益	264,114	180,930	120,251	105,007	77,838
	援助金ほか	△1,463,556	△1,375,173	△1,201,704	△1,412,628	△1,067,065
	差引（積立または取り崩し）	△482,886	△1,012,310	△712,229	△898,773	△507,002
基金残高		84,300,118	83,678,741	83,335,736	82,845,811	83,328,036

6 消費者行政（消費者センター）

消費者と事業者の間にある情報量・交渉力等の格差を鑑み、消費者権利の尊重及び消費者の自立支援等を基本理念とした、消費生活の安定及び向上を図るための各種事業を行う。

(1) 消費者相談

消費者からの商品・サービス・多重債務等についての相談や苦情を受け付け、助言やあっせんにより、消費トラブルの解決を図る。

相談件数

令和2年（2020年）4月1日現在

年度	H27	H28	H29	H30	R1
総件数（件）	6,290	7,182	6,439	5,102	4,805

相談内容別件数（令和元年度）

令和2年（2020年）4月1日現在

内 容	安 全 ・ 衛 生	品 質 ・ 機 能 ・ 役 務 品 質	法 規 ・ 基 準	価 格 ・ 料 金	計 量 ・ 品 目	表 示 ・ 広 告	販 売 方 法	契 約 ・ 解 約	接 客 対 応	包 装 ・ 容 器	施 設 ・ 設 備	買 物 相 談	生 活 知 識	そ の 他	合 計
件数	120	408	138	715	4	234	2,251	3,862	886	2	6	3	6	43	8,678

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

(2) 消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活問題に対応できる主体性のある自立した消費者の育成を目的に各種講座、事業を開催する。

ア 消費者意識の向上

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣

消費生活地域見守りサポーター養成講座：初歩的な消費生活相談を受けたり、必要な情報提供を行うことを目的に、センターと地域住民のパイプ役かつ地域の見守り体制の担い手を育成する。

イ 中学生啓発事業

中学生を対象に消費生活に関する啓発資料を市内全校に配付

ウ 若者、高齢者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、学園祭等への出展、「敬老の日」を契機とした情報提供等を推進する。

(3) 情報の収集及び提供

ア 消費生活情報の収集及び提供

市民の消費者被害の未然防止とより良い消費生活の実現のために必要な情報を収集し提供する。

イ 情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオ・DVDの貸出による情報提供を行う。

(4) 消費者の組織化と活動の支援

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を支援する。

7 男女共同参画（男女共同参画課）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定が義務付けられた第2次熊本市男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

（1）男女共同参画のための意識づくり

ア 男女共同参画に関する啓発・広報

- 情報誌「はあもにい」の発行及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付
- 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催
- DV防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、DV防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ 男女共同参画に関する情報収集・提供

- 市民意識調査（5年ごと）・企業実態調査（3年ごと）の実施

（2）男女共同参画のための社会環境の整備

- 市の審議会等への女性の登用を促進
平成29年度：27.8% 平成30年度：28.3% 令和元年度：27.8%
- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数190人）
- 働く女性のネットワーク形成支援や企業等における女性人材の育成を目指し、女性活躍に向けた事例発表会を開催
- DV相談に関する相談の質の向上など相談支援体制の強化や他の支援団体等との連携促進を目的とした男女共同参画課相談室を運営
- 市民の性的マイノリティへの理解促進に向けたセミナーの開催や、当事者支援団体との意見交換会を実施
- 熊本市パートナーシップ宣誓制度を創設

（3）推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画会議」の開催
- 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」の開催
- 「女性の活躍応援協議会くまもと」の開催

（4）熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所在地	中央区黒髪3丁目3番10号
主要施設	4階 会議室、研修室A・B・C、和室
	3階 リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ
	2階 多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、学習室
	1階 メインホール（372人）、情報資料室、幼児室、事務室、ギャラリー
その他	駐車場 163台（はあもにい駐車場70台、第1駐車場74台、第2駐車場17台 第3駐車場26台、障がい者用駐車場5台）
	駐輪場 2カ所

ア 男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。（はあもにいフェスタの開催、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）
さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

ウ その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、DVD、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ 施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況（回数）

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和室 会議室等 (14室)
	集式 会・大 会典	音楽会・ 演奏会	歌謡ショウ・ 浪曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	そ の 他	合 計	集式 会・大 会典	音楽会・ 演奏会	歌謡ショウ・ 浪曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	
27	29	82	9	11	12	77	220	10	32	15	10	21	63	151	3,223
28	1	3	0	1	0	2	7	7	96	7	8	17	79	214	1,849
29	16	91	6	9	6	106	234	5	48	4	3	22	82	164	3,549
30	13	88	10	14	10	90	225	10	46	12	15	31	64	178	3,109
1	8	83	29	27	7	53	207	7	42	11	14	29	63	166	3,059

8 人権推進（人権政策課）

概 況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取り組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、熊本市第7次総合計画分野別施策の第一章に「互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げ、令和2年（2020年）3月に策定した「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」では、「一人ひとりの人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会の実現」を推進するための基本方針を定めている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、市民誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

(1) 人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者研修会の開催、人権の花運動、Jリーグアッソ熊本との合同啓発イベントなど

(2) 職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが人権感覚を身に着けるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成29年4月「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を「熊本市人権施策推進本部等に関する訓令」へ改正を行い、各局（区）に人権教育推進委員会、各課に人権推進員をおくことで、施策・教育についての体制整備を行い、職員の人権に対する意識向上を図り、市民の信頼に応えることができる組織体制の整備を図っている。

(3) 熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地 中央区本荘4丁目6番6号
 開設年月日 昭和51年5月1日
 主な施設 1階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室
 2階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室
 3階 ホール（機能回復訓練用）

利用者

区分	年度	平27	平28	平29	平30	令元
主催事業参加者数 (講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等)		15,557	14,091	14,260	14,194	11,670
貸し館利用者数		13,309	9,555	10,407	9,316	8,346
福祉サービス利用者数 (入浴・機能回復訓練室)		10,312	9,322	12,318	11,163	10,669

(4) 熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地 北区植木町宮原912番地
 開設年月日 昭和55年8月1日
 主な施設 大会議室 中会議室 図書室 和室 調理室 相談室 事務室
 日常生活訓練室 創作軽作業室 社会適応訓練室 運動場（グラウンドゴルフ等）

利用者

区分	年度				
	平 27	平 28	平 29	平 30	令元
館内利用者数 (学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用)	7,291	5,604	6,022	6,785	6,514
館外(運動場)利用者数(グラウンドゴルフ利用者等)	963	364	206	197	203

(5) 熊本市祖崇廟納骨堂

熊本市祖崇廟納骨堂は、市民生活環境の改善及び社会福祉の増進を図ることを目的とし、平成元年に設置された施設である。

所在地	中央区九品寺5丁目10番地14
開設日	平成元年3月1日
建物概要	鉄筋コンクリート造瓦葺2階建 延床面積：173.54㎡(1階：100㎡、2階：73.54㎡)
敷地面積	328㎡
施設概要	納骨壇 221壇
使用料	年間 2,000円

9 生涯学習(生涯学習課)

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

本市では、「市民一人ひとりの心豊かな暮らし」「学びと活動の循環による自主自立のまちづくり」を実現するため令和2年(2020年)3月に「熊本市生涯学習推進計画」を策定し、その実現のため、いつでもどこでも生涯学習ができる環境を整備し、「人生100年時代」を見据えた学習機会・内容を充実させながら、学びの成果を地域に還元する仕組みづくりを推進していく。

(1) 熊本市生涯学習推進計画

<いつでも、どこでも生涯学習ができる環境の整備>

- ア 生涯学習関係機関等との連携
- イ 生涯学習推進に関する情報の収集と提供

<「人生100年時代」を見据えた学習機会・内容の充実>

- ア ライフステージに応じた学習機会・内容の充実
- イ 家庭・地域の教育力の向上
- ウ 現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応する学習機会・内容の充実
- エ 障がい者の生涯学習の推進
- オ 図書館・博物館等における生涯学習の推進
- カ 文化芸術の取組の推進
- キ スポーツの取組の推進

<学びの成果を地域に還元する仕組みづくり>

- ア 人材やボランティアの養成・活用
- イ 学習成果を生かす取組の推進
- ウ 地域と学校との連携・協働の推進
- エ 熊本地震の経験や教訓を生かした取組の推進

(2) 公設公民館

生涯学習の拠点となる公設公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、中央、西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、河内、天明、富合、城南、植木の19公民館があり、北部公民館には、北部東分館と西里分館の2館がある。

施設の概要については、単独の公民館を記載。なお、併設施設の概要は、市民生活関係の区政に記載。

施設の概要

名 称	所 在 地
中央公民館	中央区草葉町5番1号
大江公民館	中央区大江6丁目1番85号
五福公民館	中央区細工町2丁目25
河内公民館	西区河内町船津791番地
城南公民館	南区城南町舞原394番地1
北部公民館西里分館	北区下硯川町1798番地
北部公民館北部東分館	北区鶴羽田2丁目13番9号

※地域公民館については、市民生活関係の地域コミュニティづくり支援に記載

令和元年度（2019年度）公民館学習活動在籍状況（講座数及び在籍者数）

		主催事業								自主講座		総合計			
		主催講座		家庭教育学級		教養講演会		合計		合計		講座数	在籍者数	講座数	在籍者数
		講座数	在籍者数	学級数	在籍者数	講演会数	参加者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数				
中央区	中央	25	403	4	36	3	150	32	589	60	1,397	92	1,986	337	9,107
	大江	74	3,565	7	201	3	238	84	4,004	61	1,183	145	5,187		
	五福	43	808	2	34	4	166	49	1,008	51	926	100	1,934		
東区	東部	90	2,571	8	203	5	545	103	3,319	81	1,751	184	5,070	655	15,601
	託麻	148	4,128	8	128	4	225	160	4,481	58	1,111	218	5,592		
	秋津	196	3,148	3	54	9	780	208	3,982	45	957	253	4,939		
西区	西部	63	1,388	5	155	4	336	72	1,879	50	942	122	2,821	369	10,621
	花園	118	2,936	3	35	1	154	122	3,125	44	655	166	3,780		
	河内	65	3,526	3	112	5	292	73	3,930	8	90	81	4,020		
南区	南部	86	3,255	3	38	3	234	92	3,527	46	743	138	4,270	517	15,992
	幸田	55	1,178	5	108	3	371	63	1,657	57	1,088	120	2,745		
	飽田	26	1,002	4	104	3	273	33	1,379	19	246	52	1,625		
	天明	40	737	5	145	5	600	50	1,482	23	257	73	1,739		
	富合	43	1,287	2	29	3	225	48	1,541	20	235	68	1,776		
	城南	46	2,082	5	22	10	1,684	61	3,788	5	49	66	3,837		
北区	龍田	36	2,204	4	71	5	616	45	2,891	54	1,094	99	3,985	537	12,561
	清水	107	1,619	4	52	4	443	115	2,114	57	1,279	172	3,393		
	北部	115	1,925	4	34	3	278	122	2,237	72	908	194	3,145		
	植木	39	1,325	0	0	6	334	45	1,659	27	379	72	2,038		
合計		1,415	39,087	79	1,561	83	7,944	1,577	48,592	838	15,290	2,415	63,882	2,415	63,882

(3) 青少年健全育成

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援している。

ア 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構成 校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

主な事業

- ・年次総会、代表者会、理事会
- ・子供・若者育成支援強調月間
- ・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
- ・熊本市青少年健全育成大会
- ・研修会

イ 校区青少年健全育成協議会

現在、90小学校区地区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行う団体。

ウ 熊本市子ども会育成協議会

単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。

単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

エ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟の一員として、熊本市内に所属する3地区（中部地区、東部地区、西部地区）14個団で協力・連携し、児童及び青少年の健全な育成や国際相互理解を推進することを目的とする団体。

オ ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

カ 家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための情報や学習機会を提供している。

・家庭教育学級

公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として現在80学級開設し、家庭における子どもの教育に関する学習や、子どものしつけ方等における悩みについての話し合い等、保護者の主体的な学習を支援している。

・子育てサロンの開催

子育て中の保護者が、気軽に相談、交流できるような集いの場となるよう、全公民館で親子のふれあい遊びやおはなし会といった親子参加型講座等を開催し、子育て支援の充実に努めている。

(4) 成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

令和2年熊本市成人式は、令和2年（2020年）1月13日に熊本城ホールで開催された。（対象者7,588人）

10 熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（1）沿革

平成22年4月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第23条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成23年3月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年11月1日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

（2）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（3）オンブズマンの職務

- ① 市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。
- ② 常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。
- ③ 調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明をすること。

（4）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として1年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

- ① 判決、裁判等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項
- ② 請求に基づき現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項
- ③ 議会に関する事項
- ④ オンブズマンの行為に関する事項

（5）オンブズマンの組織等

① オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は2年であり、1回に限り再任することができる。

② 運用体制

オンブズマン2名、オンブズマンを補佐する専門調査員3名、相談員1名、事務職員1名、事務局長の8名体制で運用を行っている。

（6）苦情申立て後の流れ

① 申立方法

苦情申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

② 面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③ 苦情の調査

オンブズマンは、苦情申立ての内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④ 調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤ 運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

(7) 令和元年度（2019年度）の運用状況

令和元年度（2019年度）は、58件の苦情申立てを受け付け、前年度からの継続分20件と合わせて78件の苦情申立てを処理した。

ア 苦情申立て受付状況（平成27年度～令和元年度（2019年度））

年度	H27	H28	H29	H30	R元
受付件数	50	66	58	78	58

イ 行政組織別受付状況（令和元年度（2019年度）受付分）

組織	件数	組織	件数	組織	件数
都市建設局	19 (4)	環境局	5	農業委員会	1
健康福祉局	13	市民局	2	その他の機関	1
区役所	9	総務局	1	合計	58 (4)
教育委員会	6	財政局	1		

() 内は熊本地震関連 計4件

ウ 苦情申立ての処理状況（令和元年度（2019年度）処理分（前年度からの継続調査分を含む））

区 分	件数
1 調査結果を通知したもの	46 (1)
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	3
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	8
(3) 市の業務に不備がなかったもの	35 (1)
2 調査対象とならなかったもの	7
(1) 管轄外のもの	3
(2) その他のもの（利害無し・1年以上経過等）	4
3 調査を中止したもの	2
4 取り下げられたもの	14 (2)
5 継続調査中のもの	9 (1)
合 計	78 (4)

() 内は熊本地震関連 計4件

エ 発意調査

熊本市オンブズマン条例第7条第2項に基づき発意調査を2件行った。

- ① 審議会等の会議録等の公表期間 ② 客引き行為等の撲滅

オ 勧告又は意見表明

熊本市オンブズマン条例第7条第1項第2号に基づく勧告又は意見表明に至った事例はなかった。

1.1 文化振興（文化政策課）

概要

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。そこで、本市では「文化芸術振興指針」を策定し、市民一人ひとりが豊かな文化を享受し、文化の創造に参画するとともに、文化力で活力あるまちづくりを進め、人とまちが元気になる文化創造都市の実現を目指している。

(1) 市民の文化の振興

令和元年度（2019年度）主な文化事業

くまもと大邦楽祭 令和元年（2019年）6月2日

熊本が生んだ地唄三絃界の名手、「長谷幸輝大検校」の生誕150年を記念して、平成5年に創設。全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくることで新しい時代の邦楽の進展に寄与するとともに、熊本の魅力を全国に向けて発信した。

第24回「草枕」国際俳句大会 令和元年（2019年）11月16日

夏目漱石来熊100年を記念して平成8年に創設。俳人漱石を顕彰するとともに、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市の魅力と俳句」を国内外へ向け発信し、国際色豊かな大会として開催した。

(2) 人づくり基金（平成3年度から実施）

目的 多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として活用し、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たす、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金額 589,881,527円

年 度	27	28	29	30	R1
援助件数（件）	6	4	4	4	4
援助金額（千円）	2,934	3,630	2,997	3,209	2,032

(3) 熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成14年3月に竣工した上通A地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びぶれす熊日会館」の一部として、同年10月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーI・IIのほか、美術図書室のホームギャラリー、多目的に活用できるアートロフトなど多様な施設を備え、市民に親しまれる文化活動の拠点施設として、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

施設概要

管理運営 （公財）熊本市美術文化振興財団（指定管理者 期間：令和元年度〔2019年度〕～令和5年度〔2023年度〕）

所在地 中央区上通町2番3号

展覧会事業

ギャラリーI・IIにおいては、現代美術を中心とした企画展（有料）を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーI・II以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。令和元年度（2019年度）は次の展覧会を開催した。

ギャラリーⅠ・Ⅱ

展 覧 会 名	会 期	入場者数 (人)
大竹伸朗 ビル景 1978-2019	H 31.4.13 ~ R1.6.16	8,024 人
デザインあ展 in KUMAMOTO	R1.6.30 ~ R1.9.8	105,906 人
2019 年度国立美術館巡回展 東京国立近代美術館所蔵名品展 きっかけは「彫刻」。 —近代から現代までの日本の彫刻と立体造形	R1.9.21 ~ R1.11.24	7,936 人
ドレス・コード? —着る人たちのゲーム	R1.12.8 ~ R2.2.23	12,439 人
第 31 回熊本市市民美術展 熊本アートパレード	R2.3.7 ~ R2.3.22	0 人 (※ 2/29 ~ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休館により中止)

ギャラリーⅢ

展 覧 会 名	会 期
浦川大志 & 名もなき実昌 二人展 「終わるまで終わらないよ」	H 31.4.24 ~ R1.7.7
本と人と作品の空間を考える 03 新しい古本	R1.7.10 ~ R1.8.25
田中智之の解体新書展	R1.8.28 ~ R1.10.27
My Name is Tokyo Kai and I am an Artoholic 甲斐寿紀雄コレクション展	R1.10.30 ~ R2.1.23
熊本市現代美術館所蔵作品より 被災作品 公開コンディションチェック展 [第 3 回]	R2.1.25 ~ R2.2.16
高浜寛のマンガに登場するアイテムで読み解く 19 世紀末 (ベル・エポック) —『ニュクス角灯』、『蝶 のみちゆき』…展	R2.2.22 ~ R2.2.28

井手宣通記念ギャラリー

展 覧 会 名	会 期
CAMK コレクション展 「小さな物語」	H 31.4.1 ~ H 31.4.21
CAMK コレクション展 —新規収蔵作品	H 31.4.27 ~ R1.7.7
CAMK コレクション展 —新規収蔵作品パート 2	R1.7.10 ~ R1.8.25
CAMK コレクション展 横尾忠則—1965 →	R1.8.28 ~ R1.10.17
ドレス・コード?—着る人たちのゲーム [スピンオフ企画] 学校のルールは守らなければならない?—高校制服編—	R1.12.11 ~ R2.2.17
高浜寛のマンガに登場するアイテムで読み解く 19 世紀末 (ベル・エポック) —『ニュクス角灯』、『蝶 のみちゆき』…展 (※)	R2.2.22 ~ R2.2.28

(※) ギャラリーⅢ、井手宣通記念ギャラリーをひとつの展示室として展覧会を開催

1.2 市民会館・健軍文化ホール

市民会館

熊本市市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供することを目的として設置している。

開館以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛用され、大ホール利用率が約75%と高い利用率を示している。一方、会議室についても書道、生け花、俳句、短歌など地元文化サークルの定期的利用をはじめ、市内外からの会議など多様に活用されている。

平成20年度から愛称命名権(ネーミングライツ)制度を導入、平成28年4月から「市民会館シアーズホーム夢ホール」としている。

平成28年熊本地震では、大ホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成30年1月より営業を再開し、同年3月に開館50周年記念コンサートを開催した。

平成30年4月からは指定管理者による管理運営を開始した。

ア 施設概要

管理運営 一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団
(指定管理者 期間：平成30年度〔2018年度〕～令和4年度〔2022年度〕)

所在地 中央区桜町1番3号

イ 施設別定員

区分	大ホール(席)	大会議室(席)	会議室(人)		
			第1～第5、第8 (小会議室)	第6～第7、第9 (中会議室)	第10 (和室)
定員	固定席 1,579 車椅子席 12	移動席 252	20	40	20

ウ 会館利用分野状況

区分 年度	大ホール						大会議室						中 小 会 議 室 (一 〇 室)	展 示 ・ ロ ビ ー
	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	その他	合計		
H27	111	63	52	29	17	272	223	13	42	14	48	340	4,402	68
H28	3	7	0	0	0	10	140	6	9	6	22	183	2,783	38
H29	14	23	9	0	18	64	18	1	1	2	42	64	808	33
H30	100	100	52	20	20	292	249	3	17	9	43	321	3,495	91
R1	85	54	34	14	27	214	224	7	11	9	27	278	3,370	71

健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的として設置している。

東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、3つの会議室、2つの音楽練習室を備えた「生活文化拠点」の施設である。

平成28年熊本地震ではホール天井部材が一部落下するなど大きな被害を受けたが、復旧工事を経て平成30年1月より営業を再開。

ア 施設概要

管理運営 一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団

(指定管理者 期間：平成 29 年度 [2017 年度] ~ 令和 3 年度 [2021 年度])

所在地 東区若葉 3 丁目 5 番 1 1 号

イ 施設利用状況

(単位 上段 件、下段 人、)

年度	区分	ホール (293 名)	会議室 A (60 名)	会議室 B (16 名)	会議室 C (15 名)	パーティー ルーム(30 名)	音楽練習室 A (6 名)	音楽練習室 B (6 名)	合計
平成 27 年度		186	233	128	145	188	89	88	1,057
		29,513	6,832	1,650	1,587	6,416	334	693	47,025
平成 28 年度		4	252	207	204	162	76	185	1,090
		962	8,148	2,171	2,127	4,275	252	1,280	19,215
平成 29 年度		46	62	39	31	48	17	25	268
		10,425	2,539	651	341	1,344	44	182	15,526
平成 30 年度		192	249	171	159	158	87	93	1,109
		33,935	9,230	2,961	1,923	4,613	481	624	53,767
令和元年度		182	238	205	170	130	110	88	1,123
		25,814	7,933	3,191	1,944	3,478	317	528	43,268

※ () は各室定員

1 3 文化財 (文化財課)

ア 国指定文化財

令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日現在

区分	名称	摘要	所有者 (管理団体)	指定年
重要文化財	木造僧形八幡神坐像並びに木造女神坐像	室町時代	藤崎八幡宮	明 39 年
	木造東陵永瑱禅師倚像	南北朝期	雲巖禅寺	大 4 年
	木造十一面観音立像附像内納入品	鎌倉中期	報恩寺	平 6 年
	短刀銘光世	鎌倉中期	本妙寺	大 5 年
	紙本墨書寒巖義尹文書	〃	大慈寺	昭 27 年
	紙本墨書日本紀竟宴和歌 (上・下)	鎌倉中期	本妙寺	昭 34 年
	六殿神社楼門	室町後期	六殿神社	明 40 年
	熊本城 (宇土櫓など 13 棟)	宇土櫓外	国 (熊本市)	昭 8 年
	細川家舟屋形	江戸後期	永青文庫 (熊本市)	昭 29 年
	旧第五高等学校本館並びに化学実験場及び表門	明治時代	国 (熊本大学)	昭 44 年
	熊本大学工学部 (旧熊本高等工業学校) 旧機械実験工場	〃	国 (熊本大学)	平 6 年
	巴螺鈿鞍	平安後期	個人	昭 55 年
	梵鐘	鎌倉中期	大慈寺	昭 56 年
	蒔絵調度類	安土桃山期	本妙寺	平 26 年
	肥後阿蘇氏浜御所跡出土品	中国明時代陶磁器等	熊本県	昭 50 年
	紙本墨書後光院宸翰御消息 (何条事哉候云々)	南北朝期	個人 (京都相国寺)	昭 14 年
	阿蘇家文書三十四卷附阿蘇家文書写三十六冊	平安から江戸時代	国 (熊本大学)	昭 62 年
	台付舟形土器	弥生時代	熊本市	昭 42 年
	安南国大都統官阮演書簡 加藤清正宛 (2 通)	江戸前期	本妙寺	平 30 年
特別史跡	熊本城跡	本丸、二の丸外	国など (熊本市)	昭 30 年

区分	名 称	摘 要	所有者（管理団体）	指定年
史跡	熊本藩主細川家墓所	泰勝寺跡、 妙解寺跡	細川護熙ほか（熊本市）	平7年
	千金甲古墳（甲号）	古墳時代	熊本市	大10年
	千金甲古墳（乙号）	古墳時代	〃	大10年
	釜尾古墳	古墳時代	赤水白山比咩神社 （熊本市）	大10年
	池辺寺跡	平安時代	熊本市	平9年
	御領貝塚	縄文時代後期	個人ほか	昭45年
	塚原古墳群	古墳時代	熊本市ほか（熊本市）	昭51年
	阿高・黒橋貝塚	縄文時代中期	熊本市	昭55年
	熊本藩川尻米蔵跡	江戸時代	国・熊本市	平22年
	西南戦争遺跡	明治時代	熊本県・熊本市	平25年
名勝及び史跡	水前寺成趣園	江戸前期 庭園	出水神社（熊本市）	昭4年
天然記念物	藤崎台のクスノキ群	7本の巨木	国（熊本県）	大13年
	立田山ヤエクチナシ自生地		国（熊本市）	昭4年
	スイゼンジノリ発生地		〃	大13年
	矮鶏（ちゃぼ）		市内各飼育者	昭16年
	下田のイチョウ		熊本市	昭12年
	イヌワシ		秋田市	昭40年
特別天然記念物	タンチョウ		京都動物園	昭27年

イ 県指定文化財

令和2年（2020年）4月1日現在

指定の種類	件数	摘 要
重要文化財	(工芸品)	(28) 切支丹銅鐘 刀剣類9 鐺10 清正拵網代鞘 勝色緘具足 腹巻大袖添 紅糸威腹巻附體櫃 五鈷鈴 独鈷杵 活人形谷汲観音像 尚書正義版木 黒糸威二枚胴具足
	(彫 刻)	(4) 木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像 木造馬頭観音立像 木造及び銅造懸仏 木造獅子頭
	(古文書)	(2) 肥後国検地諸帳 細川忠興・忠利発給文書群
	(書 跡)	(20) 永青文庫文書18 菊池万句 獨行道
	(建造物)	(11) 古今伝授の間 大慈寺石塔4 洋学校教師館 本光寺の笠塔婆の塔身 旧細川刑部邸 不動院跡の六地藏塔 船底五輪塔附板碑 円台寺の石造笠塔婆
	(絵 画)	(6) 大慈寺蔵絵画2 往生院蔵絵画2 紙本著色宮本武蔵像 竹林七賢図屏風
	(考古資料)	(2) 磁州窯系鉄絵壺 曾畑遺跡出土植物質資料
	(歴史資料)	(1) 領内名勝図巻
重要無形文化財	2	武田流（細川流）騎射流鏑馬 小堀流踏水術
史跡	9	大慈寺境内 浦山横穴群 大江義塾跡 稲荷山古墳 明徳官軍墓地 つつじヶ丘横穴群 円台寺磨崖仏群 慈恩寺経塚古墳 七本官軍墓地
史跡及び名勝	1	雲巖禅寺境内
天然記念物	2	寂心さんの樟 滴水のイチョウ
重要無形民俗文化財	1	肥後神楽
重要有形民俗文化財	1	西福寺の庚申塔

ウ 市指定文化財

令和2年(2020年)4月1日現在

分類	名称	所有者(管理団体)	所在地	指定年月日
有形文化財	明治天皇小島行在所	熊本市	西区小島下町 599 番地	昭 43.8.13
	四時軒	〃	東区沼山津 1 丁目 25 番 91 号	〃
	徳富旧邸	〃	中央区大江 4 丁目 10 番 33 号	〃
	小泉八雲熊本旧居	〃	中央区安政町 2 番 6 号	〃
	金子塔	国(熊本市)	西区池上町平 国有林内	43.12.4
	正平塔(石燈籠)	小山諏訪神社	東区小山町 3371 番地	45.11.16
	安元元年笠塔婆(屋蓋部分)	法人	市内	〃
	如意輪観世音菩薩坐像	岫雲院	西区春日 3 丁目 2 番 4 号	47.4.13
	紙本墨書成道寺記一巻	宗教法人	西区花園	49.5.15
	紙本著色沢村大学画像一幅	〃	中央区二の丸 県立美術館	〃
	成道寺六地藏塔二基	成道寺	西区花園 7 丁目 2476 番地	〃
	成道寺五輪塔一基	〃	〃	〃
	成道寺板碑群四基	〃	〃	〃
	木造釈迦如来坐像	安国寺	中央区横手 3 丁目 26 番 8 号	50.11.27
	木部六地藏塔	国	南区御幸木部町 3123 番地	51.10.28
	林田左京亮逆修板碑	〃	〃	〃
	木造三十三観音厨子入り	法人	市内	〃
	池辺寺古文書	池辺寺跡財宝管理委員会	中央区二の丸 県立美術館内	53.8.22
	池辺寺縁起絵巻	〃	〃	〃
	池辺寺関係石造物	〃	西区池上町池上 1373 番地	〃
	池辺寺仏像	〃	中央区二の丸 県立美術館内	〃
	池辺寺伝来宝物	〃	中央区二の丸 県立美術館内	〃
	松尾焼	〃	〃	〃
	木造虚空蔵菩薩坐像	宝積寺文化財保存会	北区龍田 2 丁目 15 番 22 号	58.3.23
	日向六地藏塔	九州財務局	東区戸島町 4345 番地	63.7.28
	奥古閑六地藏付庚申塔	奥古閑町上掛地区	南区奥古閑町 1893 番地 2	平 4.3.26
	四方寄六地藏付庚申塔	熊本市	北区四方寄町 1274 番地	〃
	平井宮庚申塔	楠野町楠原地区	北区楠野町 759 番地 楠原神社内	〃
	御馬下の角小屋	熊本市	北区四方寄町 1274 番地~1276 番地	〃
	1. 尾跡地藏講帳 2. 恵美須祭礼帳 3. 西之宮講帳(3冊)	河内町尾跡地区	西区河内町船津 1225 番地尾跡公民館	〃
	河内町役場文書	熊本市	西区河内町船津 2069 番地 5	〃
	津波供養塔	〃	西区河内町船津 2941 番地	〃
	津波供養碑	〃	〃	〃
	津波供養碑(蓮光寺)	個人	西区河内町船津 2107 番地 1	〃
	津波供養碑	個人	西区河内町河内	〃
	面木木造十一面観音坐像	個人	西区河内町面木	〃
	嶽麓寺銅造誕生仏	個人	市内	〃
	江月院銅造誕生仏	個人	市内	〃
	増福寺銅造誕生仏	自治会	市内	〃
	近代建築物(衛兵所)	熊本市	解体保存中	4.12.24
	加藤清正公肖像画	〃	中央区古京町 3-2 (熊本博物館)	7.8.2
	清正公下賜の扇子	〃	〃	〃
	熊本城出入鑑札附延享二年覚書	〃	〃	〃
	本覚院殿(加藤清正側室)墓出土品	本覚寺	中央区横手 1 丁目 14 番 20 号	18.1.25
	清田家住宅附細川忠興知行宛行状他 9 点	個人	南区富合町釈迦堂 22 番地	21.6.15
	中村家文書	個人	市内	22.8.27
	高の石造六地藏塔	城南町高地区	南区城南町高 376 番地	23.4.28
	高の石造宝塔	個人	南区城南町高	23.8.25
	七所宮の石造宝塔	宮地神社(個人)	南区城南町宮地	〃
	鞍掛字阿弥陀堂の板碑	個人	北区植木町鞍掛	23.3.28
	豊岡の眼鏡橋	熊本市	北区植木町豊岡・鈴麦	23.4.28
	服部の五輪塔	個人	北区植木町豊田	24.1.27
	砥石の宝篋印塔	内空閑神社	北区植木町清水 1003 番地	24.5.1
田原の五輪塔附板碑	宿中久保本村地区	北区植木町豊岡 1635 番地	24.7.31	
舞尾の六地藏板碑	舞尾地区	北区植木町舞尾 640 番地	24.7.31	
越州窯青磁水注及び共伴須恵器(塔ノ本遺跡土壌墓出土品)	熊本市	北区植木町岩野 238 番地 1	25.3.27	
木造千手観音立像	立福寺総代会	北区立福寺	31.1.28	
木造阿弥陀如来立像	法人	中央区	31.1.28	
活人形聖観音菩薩立像附衣装及び蓮台	来迎院	西区春日	31.1.28	

分類	名称	所有者(管理団体)	所在地	指定年月日
史跡	天福寺裏山古墳群	熊本市、(社) 照敬会	西区花園 7 丁目 2442 番地	昭 43.12.4
	付学承院跡宝篋院塔		東区尾ノ上 4 丁目 11 番 70 号	
	富ノ尾古墳	熊本市	西区池田 3 丁目 44 番	43.8.13
	水前寺麩寺跡	個人	中央区水前寺公園	〃
	健軍神社杉馬場	健軍神社	東区健軍 2 丁目 神水 1 丁目	〃
	檜崎山古墳群(五基)	個人	西区小島下町	43.12.4
	千金甲丙号古墳群(二基)	熊本市	西区小島下町高城山	45.6.2
	城山古墳群(一の塚・二の塚・三の塚)	〃	西區城山上代町城山 1107-1	46.8.11
	細川忠利公火葬地	岫雲院	西区春日 3 丁目 2 番 4 号	47.4.13
	健軍神社境内	健軍神社	中央区健軍本町 13 番	47.12.13
	肥後出水国分寺跡塔心礎並びに礎石	個人	中央区出水 1 丁目 2 熊野神社	〃
	明治天皇御幸御野立所	熊本市	南区御幸西 4 丁目 1311	48.5.8
	明治天皇小島行在所跡	〃	西区小島下町 599・600 番地	43.8.13
	四時軒跡	〃	東区沼山津 1 丁目 25 番 91 号	〃
	渡鹿菅原神社境内	菅原神社	中央区渡鹿 6 丁目 11 番 89 号	49.9.5
	木部地藏堂敷地(道伝寺跡)	国	南区御幸木部町 3123 番地	51.10.28
	百梅園跡	熊本市	西区島崎 4 丁目 10 番 39 号	53.4.25
	夏目漱石内坪井旧居跡	〃	中央区内坪井町 4 番 22 号	〃
	山伏塚	国(熊本市)	西区池田 2 丁目 5 番 27 号	54.4.24
	花崗山陸軍埋葬地	熊本市	西区横手 2 丁目 13	55.11.27
	釣耕園	個人ほか	西区島崎 5 丁目 7 番	60.8.22
	叢桂園	熊本市	西区島崎 5 丁目 7 番 2 号	〃
	井上横穴群	個人	北区改寄町 100 番地 13・14 号	平 4.3.26
	塩屋北ノ崎古墳	個人	西区河内町河内 465 番地 12	〃
	差茂塚古墳	個人	西区河内町白浜 1653 番地	〃
	砂鉄水路跡(2ヶ所)	個人	西区河内町河内 165 番地 1	〃
	加藤家墓地	個人	西区河内町白浜 215・216 番地 2	〃
	道家之山の墓	個人	西区河内町岳 264 番地	〃
	嶽麓寺跡の中世石造物群	個人	西区河内町野出 520 番地	〃
	畳ケ石	個人	西区河内町野出 33 番地 8	〃
平島支石墓	植木町田底山城區	北区植木町田底	23.3.28	
高熊古墳	個人	北区植木町古閑	23.3.28	
陳内廃寺跡	熊本市	南区城南町陳内 98 番地 5	23.4.28	
陳内瓦窯跡	個人	南区城南町陳内	23.4.28	
名勝及び史跡	瑞巖寺跡	熊本市	北区貢町 1421 番地～1423 番地	平 4.3.26
天然記念物	天社宮の大クスノキ	高橋西神社	西区上高橋町 224 番地高橋東神社境内	昭 43.8.13
	旧代継宮跡大クスノキ	国(熊本市)	中央区花畑町 6 番 2 号 花畑公園内	〃
	釜尾天神のイチイガシ	釜尾地区	北区釜尾町 425 番地	平 4.3.26
	河内晩柑原木	個人	市内	〃
	徳王の桜	個人	市内	7.4.28
宮原菅原神社のイチイガシ	個人	北区植木町宮原	23.3.28	
無形文化財	肥後ちゃんかけ	肥後ちゃんかけごま保存会	市内	昭 50.2.26
無形民俗 文化財	銭太鼓踊り	下沖銭太鼓踊り保存会	市内	平 4.3.26
	柚木神楽	柚木菅原神社神楽保存会	北区硯川町 柚木菅原神社	〃
	立福寺神楽	立福寺神楽保存会	北区立福寺町 立福寺菅原神社	〃
	明德神楽	明德神楽保存会	北区明德町 熊野神社	〃
	白浜岩戸神楽	白浜神社岩戸神楽保存会	西区河内町 白浜神社	〃
	野出春日神社大神楽	野出春日神社大神楽保存会	西区河内町 野出春日神社	〃
	大多尾大神楽	大多尾大神楽保存会	西区河内町 大多尾日吉神社	〃
	新町獅子舞	熊本新町獅子保存会	中央区新町	20.8.1
	清水菅原神社神楽	清水甲神楽保存会	北区植木町清水 清水菅原神社	24.3.27
	上南部肥後神楽	上南部肥後神楽保存会	東区上南部 乙姫神社	令元 .12.2
平山神社神楽	平山神社神楽保存会	西区松尾町平山 平山神社	〃	

エ 登録有形文化財

令和元年（2020年）4月1日現在

名 称	所有者	所在地	登録年月日
早野ビル	早野建物合名会社	中央区練兵町 45 番地	平 8.12.20
九州学院高等学校講堂兼礼拝堂	学校法人九州学院	中央区大江 5 丁目 2 番 1 号	〃
九州女学院高等学校本館	学校法人九州ルーテル学院	中央区黒髪 3 丁目 12 番 16 号	9.5.7
熊本市水道記念館（旧八景水谷貯水池ポンプ場）	熊本市	北区八景水谷 1 丁目 7 番 3 号	〃
長崎次郎書店	長崎次郎株式会社	中央区新町 4 丁目 1 番 19 号	10.1.16
今村家住宅	個人	南区	〃
熊本大学本部（旧熊本高等工業学校本館）	国（文部科学省）	中央区黒髪 2 丁目 39 番 1 号	10.9.2
熊本大学医学部山崎記念館（旧熊本医科大学図書館）	国（文部科学省）	中央区本荘 1 丁目 1 番 1 号	〃
ピーエス熊本センター（旧第一銀行熊本支店）	ピーエス株式会社	中央区中唐人町 1 番地	〃
熊本学園大学産業資料館（旧熊本紡績電気室）	学校法人熊本学園	中央区大江 2 丁目 1903-2	16.8.17
マミフラワーデザイン熊本教室花峰館（旧鐘淵紡績熊本工場診療所）	個人	西区河内町	〃
熊本ルーテル学園神水幼稚園園舎	学校法人熊本ルーテル学園	中央区神水 1 丁目 633 番 2 号	17.12.26
富重写真所	富重写真館	中央区新町 2 丁目 8 番 5 号	18.4.12
慈愛園モード・パウラス記念資料館（旧宣教師館）	社会福祉法人慈愛園	中央区神水 1 丁目 633 番 1 号	19.5.29
浜田醤油店舗	個人	西区小島 6 丁目 9 番 1 号	19.10.22
浜田醤油主屋	個人	〃	〃
浜田醤油洋館	個人	〃	〃
浜田醤油三番蔵	浜田醤油株式会社	〃	〃
浜田醤油旧圧搾機室	〃	〃	〃
浜田醤油旧原料倉庫	〃	〃	〃
浜田醤油旧石室	〃	〃	〃
浜田醤油給水塔	〃	〃	〃
リデル、ライト両女史記念館（旧熊本回春病院らい菌研究所）	熊本市	中央区黒髪 5 丁目 23 番 1 号	20.3.7
本妙寺仁王門	本妙寺	西区花園 4 丁目 128 番地	23.7.25
日本福音ルーテル熊本協会	日本福音ルーテル熊本協会	中央区水道町 1 番 21 号	令和 .12.5

オ 文化財保護対策

文化財保護法、熊本市文化財保護条例および熊本市文化財保護委員会条例に基づき、熊本市内の指定文化財の保護に万全を期するとともに、地域開発と埋蔵文化財との調整並びに、祖先の遺産の維持保存をはかり、文化財の尊重と愛護の気風を高めることに努めている。

熊本市文化財保護委員 1 2 名は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議している。

活動状況（令和元年度（2019年度）実績）

- ・文化財保護委員会開催回数 4 回
- ・現状変更等諮問件数 5 件
- ・埋蔵文化財の届に対する処理件数 1,380 件・・・埋蔵文化財調査室関係
- ・文化財現地調査 2 回

カ 記念館

(令和2年(2020年)4月1日現在)

名称	概要	開館年月日
夏目漱石内坪井旧居 (中央区内坪井町4番22号)	明治の文豪、夏目漱石が旧制第五高等学校の英文科教授として熊本に着任して5番目に住んだところで、邸内が広く、漱石が一番気に入った家であり、漱石ゆかりの資料が展示してある。 *熊本地震により復旧工事中。	昭53.6.5
徳富記念園 (中央区大江4丁目10番33号)	徳富蘇峰・蘆花兄弟の顕彰のための記念園で旧邸、大江義塾跡と記念館とからなる。記念館では徳富兄弟ゆかりの資料を多数展示している。 *熊本地震により復旧工事中。	昭45.9.9
横井小楠記念館 (東区沼山津1丁目25番91号)	幕末の偉大な思想家横井小楠の顕彰のための記念館で小楠ゆかりの資料が展示してある。小楠が13年間過ごした「四時軒」が当時をしのばせる。 *四時軒は改修工事により閉鎖中。	昭57.7.15
熊本洋学校教師ジェーンズ邸 (中央区水前寺公園22番16号)	明治4年(1871年)、熊本藩が洋学校を開設したとき外国人教師ジェーンズのために、長崎から大工を呼んで建てさせた熊本最古の洋館で、県の重要文化財に指定されている。この洋館には、洋学校ゆかりの資料が展示されている。 *熊本地震により移築復旧工事中。	昭49.3.1
小泉八雲熊本旧居 (中央区安政町2番6号)	小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)が旧制第五高等学校教師として熊本に着任して最初に住んだ家。旧居には、八雲が家主に特に注文して造らせた神棚が残っている。	昭36.4.1
御馬下の角小屋 (北区四方寄町1274番地)	参勤交代で豊前街道を往来した島津、細川などの大名が休憩所として使用したお茶屋跡。この建物は、堀内(旧赤木)家の住居だったので庄屋を務めたかわら質屋、酒屋を営んだ。当時の多数の文書や道具類が残されている。	昭62.12.1
リデル、ライト両女史記念館 (中央区黒髪5丁目23番1号)	我が国のハンセン病救済に生涯を捧げた英国人女性、ハンナ・リデルとエダ・ハンナ・ライトの功績を称える記念館。両女史ゆかりの資料が展示してある。	平6.2.3
後藤是山記念館 (中央区水前寺2丁目6番10号)	ジャーナリストにして、郷土史の研究、文化活動に多大な功績を残した後藤是山(名誉市民)を顕彰する記念館で、旧居、庭園及び資料館からなる。	平8.5.20
田原坂西南戦争資料館 (北区植木町豊岡858番地1)	田原坂公園内に位置する西南戦争にまつわる品々を展示した資料館で、西南戦争がなぜ起こり、この地がなぜ激戦地となったのか、どのような戦いが繰り広げられたのかという田原坂の戦いの意義などを伝える。館内には激しい戦いを物語る、当時の貴重な武器・弾薬・備品などの遺品や戦争資料が多く展示してある。	昭58.5 ※平27.11 リニューアル

文市

キ くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。

施設概要

- 管理運営 くまもと工芸協会共同企業体
(指定管理者 期間：令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))
- 所在地 南区川尻1丁目3番58号
- 主な事業 伝統工芸品から現代工芸品まで、一般社団法人くまもと工芸協会会員の作品を常設展示しているほか、自主イベント等を開催
夏休み体験教室、工芸教室(陶芸教室他)等、各種クラフト教室を実施。

14 熊本城

(1) 熊本城のあゆみ（熊本城総合事務所）

ア 総括

加藤清正が、慶長4年（1599年）頃より築城に着手し慶長12年（1607年）に完成させた熊本城は、豪壮な大小天守や独特の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、240年を経て明治に至る。

築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず、位置を茶臼山に選定し、平野にひろがる城下町をも城郭とする平山城の形式とした。

また、防備の面では、清正流石垣と呼ばれる傾斜が緩やかな勾配を持った石垣をめぐるし、籠城を考慮しての城内に多数の井戸を設けるなど数々の配慮がみられる。

このようにして築かれた熊本城は、周囲5.3kmに及び、櫓49、櫓門18、城門29を数えたと言われるが、惜しくも明治10年（1877年）の西南戦争直前の火災で大小天守や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和35年（1960年）8月清正公350年遠忌と市制70年を記念して総工費1億8,000万円をもって天守閣が再建された。昭和56年（1981年）1月には西南戦争100周年記念事業として西大手門が復元されており、平成元年には市制施行100周年を記念して60年ぶりの宇土櫓の大規模修復及び数寄屋丸二階御広間が復元された。

そして、平成9年度に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成10年（1998年）から本格的な歴史的建造物の復元整備に着手し、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓の復元整備を行い、平成20年（2008年）3月熊本城築城400年にあわせ総工費54億円をもって本丸御殿大広間が完成した。

平成20年度からは第Ⅱ期熊本城復元整備事業として、馬具櫓一帯、平左衛門丸の堀などの復元整備を進めることとし、平成26年（2014年）9月に馬具櫓及び続堀が完成したが、平成28年（2016年）4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、平成10年から20年余に亘って進めてきた熊本城復元整備計画の休止はもとより、長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいくこととなった。

震災から4年が経過する現在（令和2年（2020年）4月1日現在）も、熊本城の有料区域及び無料区域の一部において立入規制が続いている。なお、令和元年（2019年）10月5日からは、原則日曜・祝日限定で天守閣エリア等の一部について特別公開を実施したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年（2020年）3月1日公開分から中止している。

イ 整備方針及び復元整備

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核を成す熊本城は、我が国有数の貴重な歴史文化遺産としてはもとより、広大な面積を誇る特別史跡及び都市公園として本市・本県を代表する観光資源であり、更には「森の都」を象徴する緑の拠点として、市民や国内外から訪れる多くの人々に愛され続けている。

市民に地域の誇りと心の安らぎを提供する場としての熊本城の価値をさらに高めるため、史料に基づき歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める「歴史的建造物の保存と復元」、熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める「都市の潤い空間としての環境整備」、史跡に配慮しながら便益施設を充実させるとともに、歴史を学び・体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める「サービス空間の創出」の3つを整備方針に掲げ、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図ることとした。

その際、城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（エントランスゾーン）、千菓城（文化交流ゾーン）の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進めるとともに、整備区域が広範囲かつ多岐にわたるため、計画を短期・中期・長期に分けて整備を進めることとし、短期（第Ⅰ期）の復元整備は平成10年度（1998年度）から平成19年度（2007年度）に実施した。

その後、平成20年度（2008年度）からは短期（第Ⅱ期）の復元整備を実施したが、平成28年（2016年）4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、熊本城復元整備計画を休止し、長い歳月と多大な経費を要する熊本城の復旧に取り組んでいる。

①第Ⅰ期復元整備（短期）

3つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元整備に力を入れることとし、築城400年にあたる平成19年（2007年）を目標に、6つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元整備した。また、平成11年（1999年）の台風18号で倒壊した西大手門も合わせて再建した。

箇所	復元建造物	事業期間 事業費
西出丸一帯	南大手門、戌亥櫓 未申櫓、元太鼓櫓	・平成10～15年度 事業費 約19億円
	西大手門	・平成12～15年度 事業費 約5億円
飯田丸一帯	飯田丸五階櫓	・平成10～16年度 事業費 約11億円
本丸一帯	本丸御殿大広間	・平成11～19年度 事業費 約54億円

②第Ⅱ期復元整備（短期）

平成20年度（2008年度）から、往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の塀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の復元整備を進めることとし、平成26年（2014年）9月に馬具櫓及び続塀を復元した。

平成28年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備並びに以降の復元整備事業は休止となった。

箇所	復元建造物	事業期間 事業費
馬具櫓一帯	馬具櫓及び続塀	・平成20～26年度 事業費 約4億円

③熊本城復元整備基金

市民をはじめ熊本城を愛する人々の総参加のもと復元整備を進め、また、復元整備事業の貴重な財源とするため、平成10年（1998年）4月に1口1万円の寄附で熊本城主になれる「一口城主」制度を創設し、広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とした。

また、平成20年度（2008年度）の第Ⅱ期復元整備からは「新一口城主」制度へ移行したが、平成28年熊本地震により受付を休止し、平成28年（2016年）4月21日に新たに熊本城復旧事業の財源とするため熊本城災害復旧支援金を立ち上げた。

その後、城主制度再開を望む声が多く寄せられたことなどに伴い、平成28年（2016年）11月1日に従前の「一口城主」制度をベースとした「復興城主」制度を創設し、「新一口城主」制度は終了した。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
一口城主 （第Ⅰ期復元整備）	平成10年4月1日 ～ 平成19年3月31日	27,154	1,206,565,996
新一口城主 （第Ⅱ期復元整備）	平成20年1月1日 ～ 平成28年4月21日	49,401	606,262,120

(2) 施設管理 (熊本城総合事務所)

ア 重要文化財建造物及び再建・復元建造物 ※熊本地震により全て閉鎖中 (令和2年(2020年)4月1日現在)

①重要文化財建造物

名 称	面積 (㎡)	高さ (m)	長さ (m)	摘 要
宇 土 櫓	916.21	19.5		三重五階櫓
長 塀		2.0	242.44	
田 子 櫓	49.96	6.23		一重櫓
七 間 櫓	66.99	5.06		〃
十 四 間 櫓	162.11	5.72		〃
四 間 櫓	46.49	5.96		〃
源 之 進 櫓	108.4	北 5.602 南 6.122		折曲り一重櫓
東十八間櫓	234.70	6.90		一重櫓
北十八間櫓	144.37	5.55		折曲り一重櫓
五 間 櫓	35.37	5.54		一重櫓
平 櫓	111.17	5.61		一重櫓前面一部庇付
監 物 櫓	140.33	6.27		一重櫓
不 開 門	39.01	5.72		櫓門

②再建・復元建造物

名 称	面積 (㎡)	高さ (m)	摘 要
天 守 閣	3068.42	約 31.00	三重六階
本丸御殿大広間	2951.11	15.55	一重一階
長 局 櫓	195.52	8.58	一重櫓
数寄屋丸二階御広間	832.26	12.10	〃
飯田丸五階櫓	503.04	14.39	三重五階櫓
戌 亥 櫓	192.20	11.00	二重三階櫓
西 大 手 門	248.09	8.10	櫓門
南 大 手 門	330.16	7.96	〃
元 太 鼓 櫓	58.90	7.09	一重櫓
未 申 櫓	186.78	11.81	二重三階櫓
馬 具 櫓	130.70	6.63	一重櫓
櫓 方 門	48.00	5.43	長屋門
平 御 櫓	43.00	6.67	一重櫓

③利用状況

年度	区分	入園者数（人）	入園料（千円）
H26		1,631,690	616,817
H27		1,775,339	650,356
H28		99,528	36,883
H29		—	—
H30		—	—
H31		186,137	77,593

※平成 28 年度（2016 年度）は熊本地震発災日までの 14 日間実績（有料区域内の入園者数）

※平成 29 年度（2017 年度）及び平成 30 年度（2018 年度）は地震被害で立ち入り規制中のため実績なし

イ 旧細川刑部邸 ※熊本地震により全て閉鎖中（令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在）

①施設概要

旧細川刑部邸は、正保 3 年（1646 年）肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成 2 年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約 4 カ年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成 6 年（1994 年）1 月 15 日から一般公開されている。昭和 60 年（1985 年）に熊本県重要文化財の指定を受けている。

②施設内容

所在地 中央区古京町 3 番 1 号
 開設年月日 平成 6 年（1994 年）1 月 15 日
 構造 木造平家建（一部 2 階建）
 主要施設 主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室

③利用状況

年 度	H27	H28	H29	H30	H31
来館者数（人）	54,720	2,577	—	—	—
茶室使用件数（件）	0	0	—	—	—
入館料・施設使用料（千円）	7,276	318	—	—	—

※平成 28 年度（2016 年度）は熊本地震発災日までの 14 日間実績 平成 29 年度（2017 年度）から平成 31 年度（2019 年度）は地震被害で立ち入り規制中のため実績なし

ウ 肥後名花園 ※熊本地震により全て閉鎖中（令和 2 年（2020 年）4 月 1 日現在）

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粋品種をより多く後世に残すため、昭和 48 年（1973 年）に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥後菊 観賞 11 月中旬
 肥後花菖蒲 観賞 6 月上旬
 肥後朝顔 8 月に展示会
 肥後芍薬 観賞 5 月上旬
 肥後椿 観賞 3 月
 肥後山茶花 観賞 11 月中旬

(3) 熊本地震からの復旧・復興

ア 被害の状況等

平成28年(2016年)4月14日及び16日に発災した平成28年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受けた。

倒壊・一部損壊等を含め重要文化財建造物13棟及び再建・復元建造物20棟の全てが被災し、石垣は全体の約3割にあたる約23,600㎡に崩落や膨らみ・緩みなど修復を要する箇所が見受けられるほか、便益施設等26棟も屋根や壁が破損し、地盤についても約12,345㎡に陥没や地割れが発生するなど、その被害は熊本城全域に及んだ。

この甚大な被害を受けた熊本城の復旧には、長い歳月と多大な経費を要することが見込まれ、現在把握している被害だけでも、その被害額は約634億円に上る。

◆被害状況

※熊本城全体の石垣：973面 約79,000㎡

区分	被害内容
石垣	膨らみ・緩み517面 約23,600㎡ (全体の29.9%) うち崩落229面 約8,200㎡ (全体の10.3%)
地盤	陥没・地割れ70箇所 約12,345㎡
重要文化財建造物	13棟 (倒壊2棟、一部損壊3棟、他屋根・壁破損等8棟)
再建・復元建造物	20棟 (倒壊5棟、他は下部石垣崩壊・屋根・壁破損等15棟)
便益施設	26棟 (屋根・壁破損等)

◆被害額 (平成28年(2016年)9月14日公表)

区分	被害額
石垣	約425億円
重要文化財建造物	約72億円
再建・復元建造物+その他公園施設	約137億円
総額	約634億円

(注1) その他関連施設として旧細川刑部邸約5億円

(注2) 現時点での概算値、今後、調査・設計・復旧等の進捗に伴い変更がある。

イ 復旧に向けた取り組み

①熊本城復旧の基本的な考え方 (平成28年(2016年)7月26日公表)

熊本城の復旧に向けて、文化財的価値の保全や都市公園と調和した重要な観光資源としての早期再生、将来の災害に備える安全対策等に加え、震災の記憶を次世代に繋いでいく長期的な視点を持ち、国県等の関係機関との連携のもと、市民・県民をはじめ多くの方々の力を結集し、100年先を見据えた復元整備への礎づくりとしての熊本城復旧に取り組んでいくための基本的な考え方を平成28年(2016年)7月26日に公表した。

基本的な考え方は、「復興のシンボルである天守閣の早期復旧を目指す」、「文化財的価値を損なわない丁寧な復旧を進める」、「復旧過程の段階的公開を行い、復興資源としての早期再生を図る」、「耐震化など安全対策に向けて最新技術も取り入れた復旧手法の検討を行う」、「“100年先の礎づくり”として未来の復元整備に繋がる復旧を目指す」の5つとして、基本方針の平成28年(2016年)内の策定、復旧基本計画の平成29年度(2017年度)までの策定など、その後のロードマップについても併せて公表した。

②熊本城復旧基本方針（平成28年（2016年）12月26日策定）

基本的な考え方に沿って、市民・県民・行政・関係機関等の共有のもと、熊本城復旧に一体的に継続して取り組んでいくため、具体的に取り組むべき施策の方向性として、「被災した石垣・建造物等の保全」、「復興のシンボル「天守閣」の早期復旧」、「石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧」、「復旧過程の段階的公開と活用」、「最新技術も活用した安全対策の検討」、「100年先を見据えた復元への礎づくり」、「基本計画の策定・推進」など7つの基本方針からなる「熊本城復旧基本方針」を平成28年（2016年）12月26日に策定した。

策定にあたっては、内容その他策定に必要な事項について関係者からの意見を聴取するため、学識経験者や関係団体の委員5名で構成する「熊本城復旧基本方針に関する懇談会」を設置した。

③熊本城復旧基本計画（平成30年（2018年）3月28日策定）

基本方針に定める基本的な考え方や取り組むべき施策の方向性に基づき、熊本城の効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を着実に進めていくため、石垣・建造物等をはじめ、便益施設・管理施設等を含む熊本城全体の復旧の手順や耐震化等の工法の検討及び復旧過程の公開など具体的に取り組む施策を体系的に定めた「熊本城復旧基本計画」を策定した。

計画策定にあたっては、学識者や専門家、経済団体や市民等から幅広い意見等を聴取するため、熊本市附属機関設置条例に基づく附属機関として委員12名で構成する「熊本城復旧基本計画策定委員会」を設置した。

平成30年度（2018年度）以降は計画に基づく復旧手順に沿った復旧事業の着実な進捗に取り組み、概ね20年を掛けて熊本城の復旧完了を目指す。

◆施策と具体的な取り組み（「熊本城復旧基本計画」第4章 抜粋）

施 策	具体的な取り組み
1 被災した石垣・建造物等の保全	(1) 崩落・倒壊した石垣・建造物等の回収・適切な保全 (2) 崩落・倒壊等の危険性の高い石垣・建造物等への緊急的防止措置 (3) 被害実態の詳細把握及び復旧手法等への反映
2 復興のシンボル「天守閣」の早期復旧	(1) 市民・県民の復興のシンボル「天守閣」の2019年を見据えた早期復旧 (2) 耐震化等による天守閣の安全性の向上 (3) 天守閣のバリアフリー化及び展示・内装内容の刷新
3 石垣・建造物等の文化財的価値保全と計画的復旧	(1) 石垣・建造物等の計画的復旧 (2) 工区や復旧過程の公開等を踏まえた石垣・建造物等の段階的復旧 (3) 伝統技法等による丁寧な復旧及び効率的手法の検討
4 復旧過程の段階的公開と活用	(1) 天守閣エリア等の早期公開と主要構成建造物の復旧 (2) 復旧過程の文化・観光資源等としての活用 (3) 都市公園としての機能の回復・向上
5 最新技術も活用した安全対策の検討	(1) 文化財的価値の保存を踏まえた石垣・建造物等の耐震化等の検討 (2) 耐震化等安全対策に係る最新技術・現代工法の検討 (3) 将来の災害に備えた熊本城全体の安全・防災対策等の検討
6 100年先を見据えた復元への礎づくり	(1) 熊本城調査研究の更なる推進 (2) 将来にわたる継続的な復旧を支える人づくり (3) 震災の記憶継承と幕末期など往時の姿への復元検討
7 復旧基本計画の推進	(1) 国県等の関係機関一体となった復旧の推進 (2) 多様な復旧財源の確保 (3) 城主制度や瓦の活用等による継続的な市民等の参画による復旧

④復興城主（平成28年（2016年）11月1日開始）

平成28年熊本地震により、第Ⅱ期復元整備に伴い平成20年（2008年）1月1日から受付を開始した「新一口城主」制度は、天守閣内への芳名板掲示をはじめ、受付・発送事務等の処理が困難なことから、平成28年（2016年）4月21日に受付を休止し、広く寄付を募る代替として「熊本城災害復旧支援金」口座を民間金融機関に開設し、国内外から多くの寄付が寄せられた。

しかしながら、従前の「一口城主」制度が定着していたことや城主として寄付をしたいとの要望が多く寄せられたことから、従前の「一口城主」制度をベースとして、1回1万円以上の寄付者を復興城主として、城主手形やデジタル芳名板への城主名の掲出を行うなどの特典を設けて、平成28年（2016年）11月1日から「復興城主」制度を創設し、受付を開始した。

現在、熊本城災害復旧支援金及び復興城主にはいずれも多額の寄付が寄せられており、国県等の関係機関からの支援と併せて、貴重な復旧財源となっている。

区分	実施期間	寄付件数（件）	寄附額（円）
復興城主	平成28年（2016年）11月1日 ～ （令和2年（2020年）4月1日現在）	108,321	2,241,494,682
熊本城災害復旧支援金	平成28年（2016年）4月21日 ～ （令和2年（2020年）4月1日現在）	22,780	2,137,623,571

⑤熊本城特別公開

熊本城大天守外観復旧にあわせ、令和元年（2019年）10月5日（土）から、二の丸広場を起点に西出丸から工事用スロープを通り、平左衛門丸の一部や天守閣前広場の一部に至るルートを開示する特別公開（第1弾）を実施した。原則、日曜・祝日限定であるが、熊本城大天守外観復旧記念週間の10月5日（土）～14日（月）は、平日も午後から特別に公開し、「ラグビーワールドカップ」熊本開催期間の「10月5日（土）～12日（土）」、「女子ハンドボール世界選手権大会」開催期間の「11月30日（土）～12月14日（土）」、「熊本城マラソン」開催前日の「2月15日（土）午後」は、土曜日も公開した。

また、令和2年（2020年）春からは、特別見学通路の整備完了に伴い、見学通路上からの特別公開第2弾を実施予定であり、これにより平日も観覧が可能となる。

さらに、令和3年（2021年）春には、天守閣が完全復旧し、天守閣内部まで公開予定である。